

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成27年 9 月11日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第47号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第48号 愛西市企業立地促進条例の制定について
- 日程第 3 議案第49号 愛西市部設置条例の全部改正について
- 日程第 4 議案第50号 愛西市公告式条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第51号 愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第52号 愛西市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第53号 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第54号 愛西市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第55号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第56号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第11 議案第57号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第12 議案第58号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第59号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第60号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第61号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第62号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第63号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第18 議案第64号 平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第19 議案第65号 平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第20 認定第 1 号 平成26年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 2 号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 3 号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 4 号 平成26年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 5 号 平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 6 号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第 7 号 平成26年度愛西市水道事業会計決算の認定について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（19名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	杉村 義仁 君
13番	島田 浩 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総務部長	飯谷 幸良 君	企画部長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消防長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤 辰明 君	総務課長	山内 幸夫 君
消防課長	石垣 幸和 君	情報管理課長	佐野 哲司 君
保険年金課長	井戸田 憲二 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤 敏彦	議事課長	加納 敏夫
書記	山田 宗一	書記	服部 陽介

---

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。また、自己の意見を述べることができないと明記されております。また、同条第2項には、この規定に反するときには議長が注意をすることとなっておりますので、発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第47号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・議案第47号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案47号につきまして、数点質問をさせていただきます。

今回、マイカードということで、大変社会的にも問題になっておりますが、庁舎内の情報連携、自治体間の情報連携において、今までできなかったことで具体的にこういうことができるようになるんだということを改めて簡単に説明していただきたいというふうに思います。

それからまた、具体的に、どんな職員がどのような利用の仕方をするのか。例えば、どんな担当者がどんなときに、このマイナンバーのついたデータや書類を扱うことになるのか、市としての想定についてお伺いをいたします。

それから、国も、スーパーのレジなどでカードを使う案を示しており、個人情報をいかに守るかということが議論されているにもかかわらず、こういったスーパーに持ち歩くような議論がされているわけですが、便利の裏にはリスクがあるわけですが、今後、市として、利用の範囲を広げていく方向性を持っているのか、それとも慎重に行くのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。以上、お願いいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは御答弁をさせていただきます。

地方公共団体情報システム機構が設置をいたします情報提供ネットワークシステムを通じま

して、国や他の地方公共団体間での特定個人情報のやりとりが可能になります。この情報提供ネットワークシステムで特定個人情報のやりとりが開始されますと、社会保障や税、災害対策の分野に限ってではありますが、住民票の写しなどの添付が不要になります。

また、職員の個人番号の取り扱いにつきましては、利用課窓口におきまして、申請書等で本人から収集をしまして、利用課内で厳重に管理することとなりますが、情報連携を行う際には、個人番号を直接使わず、個人番号とひもづいた統合宛名番号というものでやりとりを行うこととなります。

そして、今後の利用の範囲を広げていくかという御質問でございますが、番号法の規定によります地方公共団体の責務といたしまして、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものと明記がされております。住民の利便性がさらに向上するよう、愛西市の条例で定める社会保障、税分野の施策に対しましては、個人番号を利用することも選択肢と考えております。

特定個人情報の管理体制や番号制度に関する職員の意識といった基盤整備も重要でございますので、まずは本市として、個人番号を利用する事務といたしましては、番号法の中で市町村長が利用することができる事務の範囲内とし、この特定個人情報の提供につきましても、番号法で定める事務の範囲内としております。以上でございます。

#### ○8番（吉川三津子君）

国の今、仕組みというか、そういうのは何度も説明いただいているのでわかるんですけども、具体的にマイナンバー、ひもづいた番号を使うということなんですけれども、全ての人が使えるわけではないと思うんですね。具体的にお伺いしたいのは、どんな担当者がどんなときに利用するというのを想定しているのか、その点、1点お伺いしたいことですね。

それからあと、自治体間の連携ということで、住民票の写しなどということですが、ほかにどういった想定がされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから先ほど、これからこのマイナンバーを市独自で使っていくかどうかというところの見解を求めたときに、選択肢の一つであるという御答弁だったと思うんですけども、具体的にこういったものをどの機関で考えていくのか、どういったときに考えていくのか、その点について市の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

今回、この番号法につきましては、来年の1月からそれぞれ個人番号カードも持つことになりまして、先ほど議員がおっしゃられたように、いろんな使い道ができるようになるかと思いますが、とりあえず愛西市におきましては、先ほど申しましたように、この法律の中での利用ということで、ほかのまだいろいろ選択肢があるわけでございますけれども、とりあえずは今の法律の中に限っての利用という形で考えております。

それと、各課でどんな利用をするかということでございますが、利用課におきまして、それぞれ申請書等が出てきましたら、それは各課の中で厳重に管理はさせていただきますが、情報の連携ということにつきますと、やはり個人番号を直接使わずに、先ほど申しました統合宛名

番号というものでやりとりを各課では行うということでございます。

あと、個人番号の利用範囲でございますけれども、番号法で規定する範囲外での利用は認められない厳格なものとなっておりますので、特定個人情報の取り扱いにつきましては、国の特定個人情報保護委員会が策定したガイドラインで指針が定められておりますので、その指針に基づきまして、本市におきましても、基本方針や取扱規程の安全体制を整えるということで考えております。

○8番（吉川三津子君）

答弁がかなりずれておりますので、もう一度質問を申し上げたいと思いますので。

○議長（鬼頭勝治君）

質問は2回までです。

○総務課長（山内幸夫君）

まず、どんな職員が使えるかというお尋ねだったと思いますが、これは法律で言うように、社会保障の関係ですとか税、あと防災ですね、そういった担当の者がまず使えるということになると思います。

あと、2番目の住民票が省略できるというようなことを言いましたが、これは添付書類を省略することができるということで、例えばの話で住民票を出さなくても手続がとれるというようなことでお話をさせていただきました。

それから、マイナンバーのこれから具体的にどうなのかと。こちらについては、まだ独自利用ということは、今回条例では上げていませんけれども、国の定めた事務だけということで取り扱いをしようというふうに思っていますけれども、近隣市ではもう独自のものを定めたということも情報では聞いていますので、これからは近隣市の状況を見ながらということで判断をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第47号について質問いたします。

まず1点としては、国のほうで日本年金機構の個人情報流出事件が起こり、およそ125万件の個人情報が流出したことが報道されました。個人情報について心配なことは、1つは100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築が不可能であること、2つ目に意図的に情報を盗み、売る人がいること、3つ目に一度漏れた情報は流通売買をされ、取り返しがつかないこと、4つ目に情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなることというリスクがありますが、市として、このリスクについてどのように考えているか、お尋ねをいたします。

2点目は、個人番号の利用範囲について、社会保障、税、防災、その他これらに類する事務の範囲内と述べられておりますが、具体的にどのように考えられているか。以上、2点、お尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

まず、今回の条例の定義にございます特定個人情報につきまして、利用、提供の範囲につきましては、税・社会保障等の分野に限定はされますが、番号法で定める事務の範囲内におきまして、市が保有する個人情報と個人情報とがひもづくこととなります。その特定個人情報をさらに番号法で定めている事務の範囲内で連携し合うこととなりますので、個人番号を含めた情報流出があった場合のリスクは大変大きいものであるということは思っております。

そして、番号法で、市町村長や市町村教育委員会で利用できることとされている事務、例を挙げますと、税の分野では、地方税法に基づく地方税の賦課徴収等にかかわる事務において、社会保障分野では、国民健康保険法や介護保険法による保険給付の支給など、児童手当法による児童手当の支給など、また生活保護法による保護の徹底、実施等、そして老人福祉法による福祉の措置等に関する事務において、また災害対策分野では、災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務におきまして、個人番号が利用されるということとなります。以上でございます。

#### ○20番（加藤敏彦君）

質問の2項目めについては、法律の範囲内という形で、先ほど吉川議員の質問に対して、独自のものはまだ考えていないということですが、質問の1ですけれども、幾ら市が、また職員が一生懸命情報管理に努めても、やはり外からの攻撃がされて、情報が漏れていくというのが今の社会の状況だと思いますが、そういう外からの情報漏えい攻撃に対して、市としての備えとしては、どのようなものを考えているか。また、心配なのは、同じ個人番号が、民間の、例えば確定申告とか、そういうものにも使われていくということになって、幾ら市のほうが努力しても、また民間の中でどれだけ情報が守られるかということが心配なわけですけれども、そういう点についてどのように考えておられるか、再度お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

リスク対策といたしまして、従来の個人情報に関しましては、個人情報保護条例に基づく届け出や目的外利用申請等の諸手続で管理をし、また情報セキュリティに関しましては、愛西市セキュリティポリシーに基づいて対応しておりますが、特定個人情報につきましては、国の特定個人情報保護委員会が作成をしておりますガイドラインの指針に基づき、さらに安全管理体制を整備する必要があると考えております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○2番（山岡幹雄君）

議案第47号について、数点ちょっとお尋ねさせていただきます。

お2人の議員さんと重複する部分もあるかと思いますが、今回、マイナンバーの関係で、個人番号の利用を庁舎内の情報を連携するというところで、この条例を定める必要がなぜあるのか、その辺ちょっと御説明をお願いします。また、特定個人情報の管理を、これも重複するかわかりませんが、どのように行えるのか。また、この条例について、愛西市民にこの条例の内容をどのように啓発する計画があるか、その3点ちょっと御回答をお願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

まず、この条例を定める必要ということでございますが、番号法に基づいて情報連携が認められている条文の中で、市役所内部で特定個人情報の情報連携を行うには、別に条例を定める必要があるという規定があるためでございます。市役所内部で特定個人情報を保有する者同士が相互に享受することにより、本市にとって効率的な事務の運営が可能になるということで、今回提案をさせていただいております。

次に、管理ということでございますが、特定個人情報の管理につきましては、番号法で個人番号が利用できる事務を所掌する関係課におきまして、特定個人情報を保有する特定個人情報ファイルで厳重に管理を行います。また、管理の仕方につきましては、国の特定個人情報保護委員会が定めます特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの指針に沿って、特定個人情報の取り扱いに関する基本方針や取扱規定等の安全管理措置を講ずることになっております。

そして、市民への啓発ということでございますが、この条例に特化した啓発の計画はございませんが、現在、広報やホームページを通じまして、社会保障・税番号制度関連のものを掲載しております。また、今後におきましても、個人番号の利用が開始される来年の1月までの間、広報やホームページ等で順次掲載をしていく予定でおります。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第48号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第48号：愛西市企業立地促進条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・島田浩議員、どうぞ。

○13番（島田 浩君）

今回の企業誘致、南河田地区の促進のための条例制定かと思いますが、指定区域を設けるとあります。どういった区域、地区なのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

○経済建設部長（加藤清和君）

指定区域につきましては、愛西市企業立地促進条例施行規則案の中で規定をさせていただいておりますが、工業系の地区計画が定められた区域となっております。具体的には、南河田工業団地地区計画の区域が対象になります。

○13番（島田 浩君）

奨励措置を講ずるに当たり、企業、事業所の規模とか従業員数などに条件等があるか、お伺

いたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

愛西市企業立地促進条例につきましては、立地促進奨励金と雇用促進奨励金の2本立てとなっております。立地促進奨励金につきましては、指定区域内において、土地取得日から3年以内に操業を開始することが条件となっております。雇用促進奨励金につきましては、立地奨励金の交付を受ける者で、操業当初より新たに愛西市内に住所を有する者を1年以上継続して雇用することが条件となっております。より優良な企業が誘致できるよう、企業の規模及び従業員数に条件があるものではございません。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・大宮吉満議員、どうぞ。

**○11番（大宮吉満君）**

1点だけ質問したいと思います。

今回の促進条例を決めるに当たりまして、他市の条例を研究されたと思いますが、ポイントは、大手企業に来ていただけるだけの条例でなければ弱いと思います。企業に魅力を持っていただける条件とっていただける点を御説明してもらいたいと思います。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

県内市町村の優遇制度も参考にしながら、今回、愛西市企業立地促進条例を提案させていただきました。愛西市の財政状況等を鑑み、企業立地に向けた優遇制度の提案をさせていただきます。ただ、他市町村と比較する中で、立地促進奨励金の限度額を設けていないことで、より優良な企業へのアピールが図られるというふうに考えております。以上です。

**○11番（大宮吉満君）**

企業が立地条件、決定に当たって何を優先に決定されているのか、調査研究されたことはあるでしょうか。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

東北の震災以降については、臨海部から内陸部での用地に需要が高まっている状況であります。金融機関や新聞報道による個別要件といたしまして、交通アクセス、労働力の確保、分譲価格、優遇制度などが上げられています。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○8番（吉川三津子君）**

議案第48号について質問させていただきます。

条例の第3条のほうで、予算の範囲内において奨励措置を講ずることができるとしておりますけれども、この予算の範囲の金額というのが大変不確定なものでございますので、具体的にどのような範囲を考えていらっしゃるのか、1点お聞きしたいと思います。

それから、第13条に、公害防止について市長の指示に従いという文面があります。市長の指示といっても、やはり何らかの法とか条例にもたれかからないと、市長が訴えられてしまいま



すので、このもたれかかるものは一体どんなものを想定していらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、質問の3つ目、規則第12条、必要な事項は市長が別に定めるとされておりますけれども、具体的にどんなものを定めるのか、何か決めていらっしゃるものがあればお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

まず、最初の立地促進奨励金につきましては、納付された固定資産税相当額、これについては家屋償却資産などですが、これを翌年度交付することとさせていただいておりますので、内容によって金額が変動するということでございます。また、雇用促進奨励金につきましては、市内在住の新規常用社員数を確認し、予算措置をすることとなりますので、その数によって予算が決められるということになってきますので、交付すべき金額につきましては、雇用の社員数ということになります。

次に2点目につきましてですが、公害防止協定書の締結を想定させていただいております。内容につきましては、他自治体の協定書を参考にいろいろ検討をしたいというふうには考えております。

次に3点目でございますが、規則の第12条の関係でございますが、本条例及び規則を運用する中で、解釈が分かれるようなケースが生じた場合等につきましては、運用指針等を定めることにより、統一的な運用を図ることを想定しております。

1つ、済みません。答弁の内容が違っております。

2点目ですが、何をもとにということでございますが、これにつきましては、今、環境課のほうで、公害防止条例の制定の準備をさせていただいております。これにつきまして、この内容をしっかり双方で協議した中で、そういうようなことも加味した中で条例のほうへ反映をさせていただくよう調整をとっていきたいというふうに思っております。

#### ○8番（吉川三津子君）

予算の範囲内というのは、企業が来ないとわからないよということなんです、企業誘致されるに当たって、この期間が過ぎた後に、その分が市のプラスアルファの部分になっていくと思うんですけれども、最低幾らから最高幾らぐらいを想定してこれを進めていらっしゃるのか。大変大きな企業誘致の期待をどのぐらい持っていらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたいので、その金額の範囲を想定していらっしゃるなら、お聞きをしたいと思います。

それからあと、公害防止協定を結ぶこと、それから公害防止条例をつくって公害に備えるということはわかりましたが、やはりこういった問題が起きると、後で市の持ち出しになるわけで、公害対策をとらなきゃいけないということで、慎重に進めねばならないんですが、もう分譲等が始まっていくわけで、この条例の制定のタイミングというのが大変重要になってくると思いますけれども、いつまでにこれを制定されるのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

なかなか難しい御質問であります、最低というようなことより、私らが今考えさせていた

だいておりますのは、より優良な企業に来ていただくということになりますと、固定資産税は当然市のほうへ、評価が変わってそれが増額になると。それと、家屋だとか償却資産につきましては、優良な企業が来た場合は大きな金額になると。その部分の中で、私らは、その大きな金額になるような優良な企業を誘致したいと。それについて、製造業を主として雇用の創出にもつながるような形の中で、いろいろ最大の努力をさせていただくということで今調整をさせていただいております。

次に、公害防止の関係でございますが、これについては、今、関係課といろいろ調整をさせていただいております、できれば12月議会のほうで上げさせていただくことができないかなあと。遅くとも年度内に制定をしたいということで確認はさせていただいております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

**○19番（真野和久君）**

それでは、何点か質問をさせていただきます。

重複するところもありますけれども、最初に、先ほど明確な金額が出ませんでした、立地促進奨励金と雇用促進奨励金について、大体おおよそのぐらいいだということを見当つけているのか、見込んでいるのかについて確認をしたいと思います。

それから、優良な企業を誘致したいということはわかるんですけども、例えば鈴鹿のシャープですね、優良な企業でも撤退ということはあり得るので、取り消しや返還の条件が5年以内というのがありますが、そうした中で、せっかく誘致しても早々に撤退をされてしまうと、その分、単に当初もらう見込みであった固定資産税が入らないということ以上いろいろな問題が起きてきますので、そういう点での市の損失が発生しないかどうかについてお尋ねをします。

また、同じような状況ですけれども、雇用促進奨励金に関しても、2年間、正規雇用に関して市内の市民を正規雇用した場合に奨励金を払いますという話であります、ただやはりその後、正社員から非正規雇用への置きかえということが起こってくる可能性もあります。そういった心配があるんですけども、そうした場合に関して、せっかく企業を誘致する以上は、しっかりと愛西市の中での雇用に貢献をしていただくという点でいくと、やはり何らかのチェックをしていく必要があると思うんですけども、そうした場合の対応についてお尋ねをします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

まず、順次答弁をさせていただきます。

1番目の立地促進奨励金、雇用促進奨励金についてということでの金額の関係でございますが、現段階では具体的な企業も決まっていないということで、額を特定することは困難ではございますが、立地促進奨励金につきましては、弥富インター周辺を例に考えますと、これをベースに試算をしますと、3,500万円ぐらいになるのではないかなあという金額の算定になります。雇用促進奨励金につきましては、仮に7社の企業が立地し、それぞれ市内在住の新規常用

従業員を20人雇用したとすると、大体2,100万円ぐらいというような金額になります。

続きまして、2番目の取り消し、償還の条件ということの御質問であります。立地促進奨励金につきましては、該当年度に納付していただいた固定資産税相当額を翌年に奨励金として交付するというところでございます。雇用促進奨励金につきましては、住民税の増収は考えられますが、市の負担も発生するというふうには考えております。必ずしも損失がないとは言えませんが、事業実績等も考慮し、よりリスクの少ない優良企業を誘致することができればというふうに考えております。

3番目の雇用促進奨励金についての御質問であります。雇用促進奨励金につきましては、正規・非正規社員にかかわらず、雇用保険法第4条第1項に規定される被保険者を対象にしており、奨励金が交付されなくなったという理由で、非正規社員に置きかえられるというふうには考えておりませんので、よろしく申し上げます。

#### ○19番（真野和久君）

まず最初に確認ですけど、この一応の試算は3,500万円と2,100万、これは年間という考えでいいですか。はい、わかりました。

年間で、最大で5,000万以上の費用、固定資産税に関しては、本来得るものを出すだけと言われればそうですけれども、本来収益が上がるものがそういう形を出していくということで、先ほど大宮議員の質問の中でも答弁がありましたけれども、今回、愛西市としては、立地促進奨励金に関しては上限を設けなかったということで行くと、一方では、より誘致に対して有利な条件ということはあるかもしれませんが、一方では、そういうことによって、ある意味、来やすいし、のきやすいというようなことにもなりかねないというところがありますので、そうしたところで、どういう形で対応をしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど非正規雇用への置きかえに関しては、確かに雇用促進奨励金の有無というだけではないということはあるかもしれませんが、しかし本来、この雇用促進奨励金というのは、単に誘致にとって有利なだけではなくて、将来的にも愛西市内での雇用の確保という本来的な目的があるわけでありますので、そういう点では、やはりその後、2年以降に非正規雇用へ置きかえが起こってしまったんでは、その奨励金の意味というのは、ある意味、半分以上意味をなさなくなってしまうという状況にもなるので、そういう点で、やはり誘致した企業に関して、しっかりとした監督、権限的な問題がありますけれども、愛西市としてちゃんと話し合いを持つなり何なりしながらやっていく必要があると思うので、その点についての回答をお願いします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

まず最初の御質問でございますが、これについては、土地は企業庁の判断になりますが、どのような企業に来ていただけるということも、しっかり企業庁と打ち合わせをしながら、会社の実績等も踏まえた中で、誘致という形で調整はしたいというふうに考えております。

続いて、雇用促進の関係でございますが、これにつきましては、議員言われるように、将来の雇用につながるような企業と。前々からいろいろ御答弁させていただいておりますが、でき

ればやっぱり製造業ということになると、市内の住民の方々の採用というような形につながるというふうに思っておりますので、製造業を踏まえた中で、最優先に企業の誘致を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第49号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第49号：愛西市部設置条例の全部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

議案第49号：愛西市部設置条例の全部改正について、数点御質問させていただきます。

今回の改正の趣旨と、愛西市部設置条例の全部改正のことだが、主な変更点は何かお答えください。お願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

今回の趣旨ということでございますが、統合庁舎の全面供用開始にあわせまして、市民のニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、効率的かつ機能的でわかりやすい組織機構とするものでございます。

主な変更点でございますが、まず1点目につきましては、愛西市自治基本条例の制定によりまして、市として市民・地域等との協働の仕組みづくりが必要であるということで、新たに市民協働部を設置することといたしました。

そして、2点目でございますが、福祉、保健、医療等について一体的なサービスを展開するため、健康福祉部を設置することといたしましております。以上でございます。

○3番（近藤 武君）

今の2点目の健康福祉部なんですが、この部局がかなり事務量がふえてくるのではないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（飯谷幸良君）

改正前の福祉部の分掌事務に国民健康保険、保健事業などが加わるため、かなり事務量がふえることとなりますが、機能面を優先させていただくことといたしましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

議案第49号の関係で数点質問させていただきます。

今回の部の設置条例の一部の改正ということで、組織機構の見直しがあったわけですが、その基本方針があるかと思しますので、その説明と、10年間、この組織でやられた経緯、11年目になっておるんですが、その背景で、今までの組織機構で何か問題点があったのか、御説明をお願いします。また、情報の共有化及び総合的な対応、また市民に対する行政サービスの向上、簡素、効率性の向上等が図られるのか、その点も御説明をお願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

基本方針ということでございますが、先ほどお答えもさせていただきましたが、統合庁舎の全面供用開始にあわせまして、市民のニーズに即応した行政サービスを展開できるよう、効率的かつ機能的でわかりやすい組織機構とするものでございます。

そして、今までの組織に問題があったということではございませんで、本庁方式への移行に伴いまして、全面的に組織機構を見直すというものでございます。

情報の共有化という質問でございますが、今回の組織機構の見直しの主な内容につきましては、市民、地域等との協働を要する事務を集約した市民協働部と、福祉、保健、医療等について一体的なサービスを行うための健康福祉部の設置をしたということで、この見直しによりまして、より行政サービス等の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（山岡幹雄君）

新たに市民協働部という部ができるわけですが、この関係で、ほかの関係もそうですが、今も県の出向の方がお見えになると思いますが、外部の人材の確保計画はあるかどうかと、また今回、この組織機構の見直しによって、業績の評価、事業評価の影響はあるんじゃないかと僕は思われるんですけど、その点、ちょっと御回答をお願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

外部人材の確保計画ということでございますが、現在、企画部で1名、福祉部に1名、経済建設部に1名、教育委員会に2名、それぞれ県より派遣を受けております。派遣元であります愛知県の事情もあり、何年後にどこの部署に何名といったような確保計画は持っておりませんが、その時々におきまして、市の行政運営に必要な専門的知識を有する職員の派遣を要望していきたいと考えております。

また、業績評価による人事評価に影響があるのではないかという御質問でございますが、現時点におきまして、本市では行政評価は実施しておりません。来年度から試行導入の予定をしておりますが、業績評価におきましては、個人目標の設定に対しての実績、いわゆる仕事の成果を評価するものでございまして、この評価制度自体に対しての職員の習熟は必要であろうと思っておりますが、組織機構の見直しが影響するものではないと考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

## ○19番（真野和久君）

それでは、何点か質問をしたいと思います。

具体的な採用に当たっての考え方は多分同じだと思いますので、飛ばします。

今回、名称が変わったものとして、例えば経営企画課とか市民協働課、生涯学習課、スポーツ課などがありますがけれども、この点について、先ほど市民協働部と健康福祉部の考え方についてはありましたが、名称が変わっている部分の業務内容の変化というのはあるのでしょうか。

それから、いわゆる支所の業務が市民協働課に入っておりますけれども、そこに置いた理由についてお尋ねをします。

それから、防災安全課に関してなんですが、今回は市民協働部に入っておりますけれども、これまで総務部にあったというところもあります。その理由は、そもそも防災に関しては市全部署にかかわるということで、いわゆる危機管理課が独立して設置されているような自治体も結構あるわけで、そういう点で、今回、防災安全課をそこに置いた理由がなぜか。危機管理課みたいな感じで全体を統括するような形で置かなかった理由についてお尋ねをします。

それから、以前から答弁等もありました、いわゆる子供課というのを置くとか置かないとかというのがありましたけれども、今回そういった名称がないんですが、そうした子供関係に関してはどういう形で対応するのか。

あと、全体的に、名称等は変わらないけれども、業務内容が変わる部署についてお尋ねをします。

## ○総務部長（飯谷幸良君）

今回、条例の第2条にございます改正後の各部の分掌事務をもとに、各課の事務の見直しを行ってまいります。分掌事務につきましては、迅速かつ効率的な市民ニーズに応える市政運営ができるよう検討してまいります。また、新設となります市民協働課につきましては、各種市民活動を支援することを目的として設置をいたします。

そして、支所を市民協働部に置いた理由ということですが、支所は各種申請や証明書の発行など、地域住民の方と接する機会が多く、市民とのつながりが深いということで、市民協働部に入れさせていただいております。

そして、防災安全課につきまして、危機管理課ということはどうだという御質問でございますが、防災につきましては、防災安全課を中心に市全体で取り組む予定でおります。また、危機管理につきましては、広範囲にわたる事務のイメージがありますので、市民の方にわかりやすいためとしております。

そして、子供課の設置はどうなったのかという御質問でございますが、当初は子供課としての検討もいたしましたが、健康福祉部では従来の課名を使用し、市民の方が混乱されないよう、課名の変更は行わない予定でおります。

そして、名称は変わらないが、業務内容が変わる部署はということですが、総務部におきまして、名称の変更はございませんが、財政、契約等に関する事務がふえ、職員及び支所に関する事務は企画政策部へ、また防災防犯及び交通安全に関する事務は市民協働部への変更

となります。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

幾つか再質問したいと思いますけれども、先ほどの名称の関係で確認しても、具体的などいう形の業務が変わってくるかということに関しては、これから詰めていくという考え方でよろしいのでしょうか。

それからあと、それぞれの課に関してですけれども、支所は確かに市民とのつながりや関係が深いので、市民協働部になるのはわかるんですが、ただ支所の職員はさまざまな課の窓口として市民と対応しなければなりません、そういったところの業務の扱いとか対応に関しては、どういう形で他の部署と連携をされていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、子供課に関しては、検討したけれどもという話ではありましたが、本来子供課に関しては、いわゆる学校も含めた形で子供の、特に就学後の児童・生徒のさまざまな問題、課題に対する対応ということでの検討であったと思うので、そういう点では、今回、健康福祉部ではありますけど、いわゆる学校教育との関係、連携とかというのは重要になってくると思うんですが、その点については、どういうふうに考えているのかをお尋ねします。

それから、防災に関してですけど、先ほどの危機管理は市民にはよくわからないんじゃないかという話がありましたが、ただこの間、いろいろと職員の仕事ぶりとかというのを見ていても、やはり本来であれば、市全体で対応しなければならないにもかかわらず、残念ながら、日常的には防災安全のところできききりで行っている状況になっているわけで、どこかで何か災害が起こったときには、当然災害対策本部を置かなきゃならないという意味で、常日ごろから連携をとりながらそれぞれの災害対応をしていかなきゃならないわけですし、そういう点で、しっかりとした権限を持ったところが統括をするということが非常に重要になってくるわけがあります。それは、以前に視察をしたところでもそういう話でした。

ですから、そういう点で、単に市民協働部に置けばいいのかなというのは非常に疑問でして、その点、権限と、いわゆる全体での対応ということについて、どういうふうにこれから検討していくのかお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

まず今回の条例の全部改正につきましては、部の関係の提案をさせていただいております。各課の業務内容につきましては、規則において定めてまいります、来年の4月に向けて、事務分掌等、細部にわたり調整をしていきたいと考えております。

そして、支所を市民協働部に置いた理由ということで、先ほども御答弁をさせていただきましたが、やはり地域住民の方と接する機会が多くなり、市民協働部に置いたということでございます。

そして、子供課につきましては、やはりワンストップサービスということも視野に入れておりますので、名称は児童福祉課でございますが、横の連携もとっていきたく思っております。

そして、防災安全課でございますが、他市の状況、危機管理課が設置されているということも承知はしておりますが、先ほど申しましたように、防災安全課として市民協働部の中でやっ

ていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○19番（真野和久君）

質問の中で具体的に答えてほしいことが全然答えられていないんですけど、答弁をもう一度お願いできませんか。

○議長（鬼頭勝治君）

補足説明で。

○19番（真野和久君）

支所の、要は窓口のほかの部署との対応の件とか、それから防災の関係でも、日常的な他部署との連携とかというのをどういうふうに考えているのか。あと、子供課と教育に関して。もし、これから検討したいというんだったらそれでもいいんですけども、ちょっと具体的にお願いします。

○議長（鬼頭勝治君）

補足説明をお願いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

先ほど申しましたように、来年4月に向けまして、事務分掌の細部にわたり今後調整していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第50号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第50号：愛西市公告式条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・島田浩議員、どうぞ。

○13番（島田 浩君）

掲示場の一部を廃止することですが、今まで全愛西市内でどれだけあったものがどれだけになるのか。法律で義務づけられているようにお聞きしたわけですが、この時代、ネット社会において、ホームページ公開で代用できないのか、時代にマッチしていないと思いますが、お伺いいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

現在、掲示場につきましては、市内に14カ所ございます。今回の改正によりまして、本庁舎、立田庁舎、八開庁舎及び佐織庁舎の前の掲示場の4カ所といたしたいということで提案をさせていただいております。また、公布ということは、市民が知ることができる状態に置くと



いうことをいまして、公布の方法につきましては、条例で定めるよう地方自治法に規定がございます。

通常、掲示場等に掲示することによって行うものとされておりますので、ホームページによる公開で代用は行いませんが、市民の方への周知につきましては、必要に応じ、市の広報、あるいはホームページへの掲載を行ってまいりたいと思います。以上です。

○13番（島田 浩君）

掲示する期間というのはどのくらいなのか。紙のお知らせは書類同士が重なって読みづらくなっているのもよく見かけます。果たして、見ている人は何人いるのか疑問なんですけど、お伺いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

掲示する期間については、特に定めはございませんが、掲示スペースにも限りがございますので、古いものから適宜外していっておるのが現状でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第50号ですけれども、島田議員の質問と重複しているところもありますので、簡潔に質問していきたいと思っております。

掲示場所が14カ所から4カ所に減るということですね。1つ、掲示しなければならない事項はどのくらいあるかについて確認をしたいと思っております。

それから、ホームページへの掲載ということが島田議員からもありましたが、掲示箇所がきちっとあれば、ホームページでも掲載することが可能ではないかというふうに思いますが、県レベルだとやっているところもあると思っておりますが、ホームページの掲載がされれば、広く市民に知っていただくことが可能だと思いますが、その点について、なぜホームページの掲載を検討されないのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

掲示しなければならないものにつきましては、条例及び規則の公布並びに市長の定める公表を要する規定などでございますが、平成26年度におきましては約150件ございました。

そして、ホームページで掲示場のページを設ける考えはあるかという御質問でございますが、現在でも必要に応じて、ホームページや広報「あいさい」等において周知をしております。掲示場のページを設ける考えは持っておりません。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第51号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第51号：愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・杉村義仁議員、どうぞ。

○12番（杉村義仁君）

議案第51号の市江、永和出張所の廃止について質問させていただきます。よろしくお願ひします。

市江出張所につきましては平成28年4月1日から、永和出張所に関しましては平成30年4月1日から廃止ということになっておりますが、その決定事項はいつ、どのように決められたのか、経緯を教えてください。よろしくお願ひします。

○総務部長（飯谷幸良君）

出張所の廃止につきましては、平成22年のときに、出張所整備検討報告書におきまして、時期は未定でございますが廃止とすることが決められております。これまでも出張所の取り扱いについて、議会でもいろいろ御議論をいただきました。今回、統合庁舎の完成に伴いまして、市江出張所につきましては、先ほど議員申されたように、28年4月1日、永和出張所につきましては平成30年4月1日に廃止とさせていただく提案をさせていただいております。以上でございます。

○12番（杉村義仁君）

ありがとうございました。

それでは、同じ佐屋地区であって、同時に廃止ができない理由を教えてください。また、2年間の違いの廃止について、市民への説明はできているのかを教えてください。

○総務部長（飯谷幸良君）

これは、統合庁舎を起点といたしました距離のほか、取り扱う業務件数が大きく異なります。そのため、統合庁舎の完成による影響など、検証・検討するということで、2年間時期をずらさせていただきました。また、市民の方への周知につきましては、広報やホームページへの掲載、またチラシの配布などを行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、1番・大野則男議員、どうぞ。

○1番（大野則男君）

それでは1点、議案第51号についてお尋ねをいたします。

支所整備も位置が制定をされておられます。存続の施設を活用され、残りの土地の有効利用をどう考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○総務部長（飯谷幸良君）

現在、公共施設等総合管理計画の策定作業を進めておりまして、公共施設等、例えば公共建築物、あるいは道路、橋梁、公園、上水道、下水道などがございますが、これの総合的かつ計

画的な管理に向けての計画をつくっておりますが、支所の具体的な活用につきましては、現時点では決まっております。以上です。

○1番（大野則男君）

1点、今の御答弁の中で、基本的にはまだ検討中だと。検討されて、市民の方々により早いタイミングで、土地の有効活用を含めてどうされるのか伝えていただきたいと思っております、先ほど杉村議員からもお話がありました。ずうっと言ってまいりました。永和、市江、この差もるお話がありました。その中で、2年間暫定措置を永和出張所についてはしていただきました。その2年間の間で、どんなことを基本的に検討していただいて、2年後、どういう形でやられるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

2年間の間の利用状況等の検証は行ってまいりたいと思っております。また、国の動向なども注視しながら、市民の利便性向上につながるよう、今後も検討をさせていただきます。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案第51号について数点お伺いをしたいと思います。

先ほども永和出張所の件でいろいろ御答弁があったわけなんです、この間、郵便局をつくって一緒にやっていくとか、農協を建ててつくるのか、いろんなうわさなのか案があったのかわかりませんが、あとコンビニのほうで手続がとれるようにするとか、いろんなことが代替案として情報が流れてきたわけですが、今、代替案はどうなっているのか、どんな議論がされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから先ほど、国の動向を見ながらという答弁がありました。今、国のほうは、最近、支所に対して地方交付税措置をしていくんだと。支所を残せば、地方交付税を出すんだというように方針が変わってきているわけです。そういったものを含めて、今回の永和出張所、市江の支所の議論が再議論されたのか、お伺いをしたいと思います。

そして、こういった国の方針が出てきているわけですが、やはり将来にわたって、子供たちにツケを回さないような判断が必要で、目の前に地方交付税がぶら下がっているからこうするんだというのも、いささか問題はあると思っておりますけれども、将来にわたって、今回の決断は、将来の負担からメリットがあると考えているのであれば、今回に至った有利である根拠を示していただきたいというふうに思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

永和出張所が30年4月1日に廃止ということは決まっておりますので、その間にいろいろ検討をしていきたいと思っております。

また、今回の総合支所、出張所の再編につきましては、交付税の増減をもって決定したということではなく、真に必要な市民サービスを低下させないことを第一に、総合的に判断をした

ということでございますので、よろしく願いをいたします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

私のほうから、交付税に関することの御答弁をさせていただきます。

まず交付税の措置の関係なんですけれど、合併以前からある市江支所とか永和支所、こういったものは今回の交付税措置には関係がございません。どういったものが関係しますかという、合併以後、新たに設けられた支所が対象になります。以上でございます。

**○8番（吉川三津子君）**

もう少しきちんと説明をいただきたいんですが、結局、郵便局とか、いろんな代替案がこの間議会の中でも示されてきているわけです、コンビニでできるようにするとか。そういった代替案が今どうなっているのか。継続的な議論がされているのか、お伺いをしたいということで質問をしておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

そうすると、支所を残しても残さなくても、地方交付税のほうには関係がないんだというふうに判断してよろしいのか、国の方針はそうなのか、それを教えていただきたいというふうに思いますが、それで間違いはないか、教えてください。

それから、今、やはり公共施設の再編成というのが、この支所計画の後に進んできているわけです。そういった公共施設の再編成を考えた場合、先日も庁舎の特別委員会の中で、エレベーターが要るから、それをつくると予算が膨らむからもう一回検討しなければいけないというような議論がされているわけです。でも、公共施設の再編成というものと一緒に考えた場合、地方交付税のメリットもないのであれば、公民館とか、保健センターとか、そういったところに支所の併設をすれば、大変コストもかからないことになると思いますが、公共施設の再編成と、この支所の進め方とどういう関係にあるのか、お伺いをしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から、最初の代替案について御答弁をさせていただきますが、当然、この代替案につきましては、永和の皆様方から要望書などもいただきましたので、私が就任する以前から、代替案は検討されてまいりました。そして、やはり国の動向も変わりました、私どもといたしましては、今の時代に合った市民サービスができる方法も当然検討をしております。このことは永和出張所だけではなくて、全市民にとってメリットの出る、利便性の上がる公共サービスということも、当然、現在も検討はしております。

ですので、永和の地区の方のみならず、全市民にとって利用しやすいものになるよう、今後、現在も検討は当然しておりますので、議員の皆様方からいろいろな御提案もいただきましたが、その点も踏まえて検討して、市にとってメリットのあるサービスを今後も進めていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、公共施設の再編成と支所の整備に関係でございますが、これにつきましては、過去からのさまざまな検討委員会で決まったものもございまして、今現在といたしましては、全般にわたる公共施設の今後のあり方については、議員御承知のとおり、現在検討しております。そ

の中へ支所も含めたらどうだという御提案だと思いますけれども、公共施設は量がかなりございますので、やはり一緒に考えるべきものだと思いますけれども、時期と今まで決定してきたものということで、大変難しいなというふうに個人的には思っております。

支所につきましては、それぞれの地域の方々、今まで使われたものを有効的に使いながら、支所として3つの支所を残すというふうに決まっておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。あと、補足は部長より答弁をさせていただきます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうからは、交付税の関係のお話をさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、今回の交付税の算定方法の見直しにつきましては、合併前からの支所とか出張所は対象外であります。ただし、支所に対する交付税に関しましては、支所の役割の重要性に着目し、合併後の財政需要を的確に把握するため、平成26年度の算定から、3年間かけて段階的に見直しが行われます。

その内容は、一本算定になるときに加算がされます。愛西市におきましては、平成33年度の一本算定に移行したときに、基準財政需要額が加算されるということでございます。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○20番（加藤敏彦君）

議案第51号ですけれども、この間、議員の方々の質問と重複するところもありますが、1つは、支所ですけれども、この間、議論の中で支所になってきておると思いますが、ただ支所の住民サービスを削らないということで中身が決定されておりますので、総合支所の名前をそのまま使えないかという点を1点、お尋ねをいたします。

それから、2点目は、永和出張所の廃止問題ですけれども、部長の答弁でいくと、推移を見てということならば、推移を見た結果、残す必要があるならば、今、廃止の提案をするのはおかしいというふうに思いますので、その点で、永和出張所については、市全体から見ましても、地理的にも、取扱事務量からいっても存続するだけの内容があると思いますので、そういう点について、永和出張所の廃止を市江よりも2年おくれてと決める必要はないんじゃないかと思っております。お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

まず、総合支所を残すことはできないかという御質問でございますが、今、分庁方式から、来年の4月から本庁方式に移行するというので、わかりやすい名称とするため、支所ということにさせていただいております。

それと、永和出張所の廃止をする必要はないんじゃないかという御提案でございますが、これにつきましては、先ほどからの答弁でもございますように、出張所整備検討報告書の中で、既に廃止という方向が決まっておりますので、2年間、その検証・検討をさせていただくとい

うこととございます。以上です。

○20番（加藤敏彦君）

永和出張所ですけれども、この2年間推移を見ていくということですが、結論が廃止になっておるから、それに合わせるんだということですが、本当に残す必要性が出てきた場合に、再度検討し直すことがあるのか、お尋ねいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

先ほど、市長から答弁もさせていただきましたが、いろいろ代替案等も検討しながら、2年間で検討・検証をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は11時30分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第52号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第52号：愛西市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第52号について質問を行います。

今回、愛西市の個人情報保護条例の改正ということで、当然マイナンバーの適用に関するものというふうに考えられますが、この機に、愛西市として漏えいを防ぐための対策やチェック体制をこれからどうしていくのか、先ほどの議論でもありましたが、改めて質問したいと思います。また、今回の改正によって、保護条例に基づく対応というのは、特定個人情報が加わることによって変わることがあるのか、具体的に今回の改正で変わることがあるのか、この条例の部分ですね、説明をお願いしたいと思います。

○総務部長（飯谷幸良君）

従来から、個人情報保護条例に基づく個人情報保護漏えい対策といたしまして、まず個人情報を収集する事務を開始する場合には、担当課ごとにあらかじめ個人情報取扱事務届け出書を総務課へ提出し、担当課ごとに個人情報保護管理責任者を置いて厳重に管理を行っております。

す。

また、ほかの課や外部機関から、個人情報保有課に対しまして、条例に基づく目的外利用、外部提供の申請があった際には、個人情報保有課につきましては、当該利用目的以外で使用しないこと、また当該目的の完了後、提供した個人情報については、速やかに破棄をすることなどの附帯条件をつけて利用提供を行っております。

今回、特定個人情報が加わることによって変わることとしましては、国の特定個人情報保護委員会が示した特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの指針に基づきまして、特定個人情報の取り扱いに関する基本方針や取扱規定等の特定個人情報の安全管理を行うこととなります。以上でございます。

#### ○19番（真野和久君）

今回の特定個人情報においては、ガイドラインに従ってやっていきますということで終わってしまうところがあるんですけども、ガイドラインにおいて、具体的に対応を変えていくことがあれば、それを説明していただきたいということがあります。

それと、今回のマイナンバーによって、特に情報漏えいという問題は、部内における情報漏えいという問題も当然課題はあるんですけども、と同時に、いわゆるマイナンバーを全ての人に通知をして、それによって個人用のカードも、望めば多くの方が得られると。特に、今、消費税との関係で、もしあれが決まれば、多くの方がこの個人情報カード、マイナンバーカードを所持することになります。

そういう点で、非常にそのカードそのものの取り扱いというものが重要になってきます。個人情報保護条例を個々の観点でいうと、自分の情報の開示とか請求とかということをやれることに当然なっているんですけど、情報の開示の権利として。ただ、やはり成り済ましの問題とか、そうしたことも当然対応していかなきゃならないわけで、そうしたことを含めた対応というのは、市として考えておられますか。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

このマイナンバー制度につきましては、法律に定めがある場合を除きまして、マイナンバーの収集、保管を禁止しております。そして、成り済まし防止のために、マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務づけられておることとでございます。そして、このマイナンバーが適切に管理されているか、これは特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視、監督をするということとでございます。

個人情報につきましては、マイナンバーを含む個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかというようなことも、ポータル制ということで、自分で確認をすることも可能になるということも運用がされるということとでございます。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、愛西市個人情報保護条例一部改正について質問させていただきます。

まず、条例の10条の2というところで、利用及び制限についてという条項が新たにつけ加えられている状況です。これについては、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときでも特定個人情報を取り扱うことができると。ただし、第三者の権利、利益を不当に侵害するおそれがあるときにはそれはできないよということになっているんですが、具体的にどういうときに、本人の同意がなくても使用ができるか。また、本人または第三者の権利、利益を侵害する内容について、具体的に説明をお願いしたい。

続きまして、今、真野議員からも、成り済ましを防止できるためにはということで、本人確認をしますということだったんですが、この条例には、任意の代理人を選定することができるということになっておりまして、今までよりも代理人の範囲が広がっている状況があります。そういう中で、どう成り済ましを防いでいくのか。また、亡くなられた方の番号については、どのような取り扱いになるか。亡くなられた方の番号を利用して、成り済ましになる場合もあるんじゃないかということも思いますので、その点についてもお答えをいただけますでしょうか、お願いします。

あと、個人情報保護にかかわって、この庁舎内の特に利用するところの部署等を含めて、ネットワークがどのような構築になっているのかと。別々に分けますよということで、今までも答弁等ではあったんですが、具体的にこれから運用が開始される状況の中で、ネットワークについてはもう完了しているのか、どのような状況なのかということについてお伺いいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

今回の愛西市個人情報保護条例の第10条の2第1項につきましては、個人番号を含む特定個人情報を番号法で定める社会保障、税、災害対策の3分野の事務以外においては、内部で利用することを原則禁止をするという規定でございまして、その10条の2第2項につきましては、先ほど申しました第1項の原則を踏まえ、その例外規定を設けておるということでございます。

例えば、ある人が急病等で命の危険にさらされている場合であって、その人の特定個人情報を保護することよりも、その人の命を救うことのほうが優先される場合のもの、そういう場合であって、本人から同意がとれる状況の場合は本人から同意をとった上で、緊急を要する事態で同意がとれない、とることが困難な場合は、本人から同意がとれない状態であっても、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用するということができるという規定でございまして。

そして、成り済ましの関係でございしますが、マイナンバーを使って、社会保障や税などの手続を行う際には、顔写真の入った個人番号カードによる確認や通知カードと運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等の2点確認によって、本人確認を厳格に行うことが法律でそれぞれ関係機関に義務づけられております。万が一、マイナンバーの漏えいによりまして、本人に成り済ました者がマイナンバーだけを使って手続をしようとしても行うことができないということで、先ほど申し上げましたように、厳格な本人確認により、未然に防ぐという仕組みとなっております。

そして、現在、国では、平成29年7月の運用開始に向けた情報提供ネットワークシステムの



設計、開発、テスト段階でございます。地方公共団体間の情報連携を行うための仕組みといたしまして、構築される中間サーバー等につきましては、本年度中に一定の整備を行い、来年度以降は主にテストを実施し、29年7月運用開始に向けて予定をしております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

ネットワークの構築について、29年7月までにとということなのですが、僕が確認したかったのは、庁内のネットワークが外から入りやすい、ファイアウォールというか、外から入り込めるものなのかどうかということ、それとはまた別にされているのかどうかということについてもあわせてお伺いしたかったのでお願いします。

先ほど、成り済ましのことでお伺いした亡くなられた方の番号についてということの取り扱いと、あと任意代理人の確認の内容について答弁されなかったもので、その答弁をお願いいたします。

あと、10条の2の利用制限についてですが、人の命がかかわる場合については、本人の同意がとれなくても使うよということなのですが、具体的にどういったことに使う、社会保険にかかわりますから、国民健康保険の、また社会保険の保険者であるかどうかの確認に使うのか、その辺について。また、このときには、番号カードを持っていないければどうなるのか。番号カードを持っていないければ、番号はわからないわけで、それについてはどのような方法なのかお願いします。

**○情報管理課長（佐野哲司君）**

最初の御質問にお答えさせていただきます。

庁舎内の侵入につきましては、国のほうがもともと定めております中間ファイルサーバーがございまして、そちらのほうとの接続がありますので、侵入のおそれはないというふうに認識しております。以上でございます。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

10条の2の第2項の関係についてでございますが、その時々でいろいろ事例が変わってこようかと思っておりますので、その状況に応じて判断をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

**○18番（河合克平君）**

亡くなられた方と任意代理人の確認について。

**○議長（鬼頭勝治君）**

補足説明。

**○総務課長（山内幸夫君）**

これまでの個人情報の保護条例でいきますと、死者の情報も保護するという立場をとってまいりました。国の個人情報の保護条例では、生きている方のみということでしたので、今回は、それを含めて、亡くなった方の情報も保護するという改定になっております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

よろしいですか。

○18番（河合克平君）

任意の代理人の確認の仕方について。代理人がふえたんですけど、その確認の仕方について。

○総務課長（山内幸夫君）

済みませんでした。

今回、未成年者及び成年被後見人の法定代理人のほかに、本人の委任による代理人を追加するというものでございます。

○18番（河合克平君）

本人の代理人の確認の方法について聞いたかったんですけど、成り済ましを防止したいという意味で。

○総務部長（飯谷幸良君）

申請の段階で、成り済ましをされるということでございますけれども、そういった本人確認、あるいは代理人の本人確認も当然申請の時点でさせていただきますので、そのようなことは無いと思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第53号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第53号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・島田浩議員、どうぞ。

○13番（島田 浩君）

今回、設置及び管理に関する条例改正で、指定管理をするに当たり、指定管理選定はいつ行われるのか、またその業者等の選定方法をお伺いします。

○企画部長（佐藤信男君）

指定管理者の選定委員会のほうは、ことしの10月ごろに開催したいと、こういうように考えております。

あと、指定管理者の選定についてでございますが、愛西市の公の施設に係る指定管理者の指定制の手続等に関する条例第2条第1項第6号及び同条例施行規則第2条第2項第2号に規定する施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができると思料する公共的団体等を指定管理者として選定することが適当と認められる場合に基づき、本来、公募により広く募集し、提案を求めるものでありますが、今回の市江地区コミュニティセンターの指定管理者の選定に

つきましては、地域に根差した活動、行事などを通して、地域の課題解決やコミュニティー活動の支援を推進し、こうした活動の拠点として人々が触れ合い、新たな交流を創造する活動の場にしていただきたいため、非公募方式を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

**○13番（島田 浩君）**

ありがとうございました。

私の地元、西保地区防災コミュニティセンターも、指定管理者のように、地元、市江地区の方たちで運営協議会を立ち上げて運営管理をしていくと。こういった方法も本当に多くのメリットが考えられると思うわけでございますけれども、考えていただければということでございます。

**○企画部長（佐藤信男君）**

市江コミュニティセンターにつきましては、現在も地元のコミュニティー組織がこの施設を利用して、活発にコミュニティー活動を展開されておられます。このような状況を勘案し、条例等に照らして、総合的に検討して進めていきたいと、このように考えております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、市江地区のコミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで質問させていただきます。

今、島田議員からも質問がありました内容で、もう少し踏み込んでですが、この市江コミュニティセンターについて、非公募方式でやるということなので、非公募ということは、大体目安はついていくというふうを感じるわけなんです、その目安について、答えられる範囲でいんですけども、お答えいただければと思います。

あともう1点が、使用料金については1時間300円という料金金額が決定されているんですが、これについては、指定管理者がそれを上限として設定し直せるというような内容にもなっているんですが、市長が300円の基準の変更をした場合については、金額が上限になるともなっているんですけども、その金額の変更というのは考えられているかどうかについてお伺いします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

まず非公募方式でということですが、地域の実情をよくこちらのほうで検討、精査させていただいて進めさせていきたいというふうに考えております。

それから、基準料金の関係でございますが、利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき、公益上、必要があると認められる場合を除くほかは、条例が定める範囲内で、市の承認を得た上で、指定管理者が利用料金を定めることができるというふうになっております。現時点では、指定管理者からの利用料金等の変更に関しては提案予定はないのではないかと

と、こんなようなふうに考えています。以上です。

○18番（河合克平君）

指定管理のものについては、地域の実情を精査するという事なんですが、10月には選定委員会が行われるということなので、それまでには大体決めるということでもいいのかどうかですね。そのことについて、もうあと1カ月しかないですけど、その間に決めるということかどうかということと、あと300円の基準料金については、確かに指定管理者が決まっていないので、それ以下にするという希望はまだ出ていないと思うんですけど、300円の上限を変更するつもりがあるかどうかについて、再度お伺いします。

○企画部長（佐藤信男君）

先ほどの地域のコミュニティーをとということですので、こちらのほうは、順に手はずを踏んで進めていきたいというふうに考えております。

それから、料金関係のお話ですが、行政改革の一環として、公共施設の使用料金についてということに関しまして、現在検討中だということだけ報告させていただきます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第54号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第54号：愛西市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第55号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第55号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、手数料条例の一部を改正する条例ということでお伺いいたします。

これについては、消費税についてはどのような取り扱いになって、内税なのか、外税なのかですね、確認をしたいというのと、消費税率が変わる予定があるような、ないようなというこ

とですが、消費税率が変わったときには、改定をする予定があるのかどうかについてお伺いいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料につきましては、カードの原価などを考慮しまして、国から示された金額でございます。したがって、このカード作成の原価につきましては、消費税が含まれているというふうに考えております。

それから2点目の、平成29年4月から消費税率が引き上げられるということになっておりますが、国の補助対象経費などを今後検証、検討をしていきたいと考えております。以上です。

○消防長（飯谷修司君）

それでは、消防のほうから、水張り検査等の手数料につきまして、こちらの消費税の取り扱いにつきましては、昨年度末の手数料の改正に伴いまして、このたびの手数料の金額には影響が生じるものではございません。したがって、2の消費税率の改正がございまして、消費税率による手数料の影響はございません。以上でございます。

○18番（河合克平君）

済みません。私の認識が違っているのであれば御指摘をいただきたいんですが、この手数料というのは課税売り上げではないんですか、それだけお答えいただけますか。水道事業でいうと、水道料金は消費税の課税売り上げだと思うんですけど、手数料自体は、市業務の中で課税がされる業務なのかどうかだけ、非課税の業務であればそれでいいですし、教えていただけますか。

○市民生活部長（永田和美君）

手数料については、手間代ということで認識をしております。したがって、原価のものにかかるとい認識でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第56号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第56号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・島田浩議員、どうぞ。

○13番（島田 浩君）

この質疑の通告後に、真野議員が一般質問で回答をいただいた部分もございますが、再度お答えいただければと思います。

水道ビジョンの将来計画に基づいて、今回9月議会に料金改正が提案されましたが、市民にとって、安全な必要不可欠な水ということで、水道事業を維持していくには、料金の改正は、地域格差をなくす意味でも必要だと思いますが、公共下水道が完備された家庭にとって、公共下水道料金は変わらないにしても、年金で生活している方にとって大きな出費になってきます。

そこで、3点ほどお聞きいたします。

今回の料金改定により、幾らの収入増を見込んでいるのか、2点目に段階的に料金統一を行うと言っておりますが、最終いつごろと考えているか、3点目に、今後の市民への周知方法をどのようにするか、お伺いします。

○上下水道部長（横井一夫君）

それではお答えさせていただきます。

まず増収の関係でございますけれども、料金改定後の影響額でございますが、平成26年度の実績値の使用水量から、税込み試算額になります。市全体で、改定前約4億3,037万円、改定後として約4億6,491万円となります。結果、約3,454万円の増収となり、平均改定率は8.03%の増となります。

それから、最終はいつごろということでございますけれども、料金の統一の目標年度については設けておりません。しかし、今回の料金改定を行ったことによる、今後、平成28年度以降の決算状況、経営状況の内容等を見させていただきまして、料金改定の必要な時期に、両地区の料金統一に向けて検討を重ねていきたいと考えております。

それから、市民への周知方法はということでございますが、市民の皆様へのお知らせは、愛西市のホームページ、それから広報、チラシ、それと検針票等の活用を考えさせていただいております。

なお、チラシの作成に当たりましては、料金一覧表、地区別を掲載することによりまして、市民の皆様によりわかりやすい内容で作成していきたいというふうに考えております。

今回の改定の趣旨や方法など、過程につきましても、市民の皆様にご理解をいただくため、広報活動に努めさせていただき、水道事業者としての責任説明を十分果たしていくように努めてまいりたいと考えております。

○13番（島田 浩君）

周知方法については、市民にわかりやすく、誤解が生じないように正確にお願い申し上げたいと思います。

再質問ですが、市として、今後、海部南部水道との料金格差が生じていることについて、料金補助をする考えはあるか、お聞かせください。

○上下水道部長（横井一夫君）

地方公営企業会計におきましては、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則としております。そして、その経営に要する経費につきましては、当該地方公営企業の経営に伴う料金をもって充てるということで、独立採算制が原則とされております。愛西市として、検討していく問題であるとは考えておりますが、この愛西市の水道会計から、海部南部水道企業団への補助ということは考えておりません。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、1番・大野則男議員、どうぞ。

○1番（大野則男君）

それでは、私のほうから、議案第56号について質問を少しさせていただきたいと思います。

今回の改正での、再度、総合的な考えと、断腸の思いの中で改正に踏み切った理由、これは数字を含めて、25年、26年の状況をあわせて、例えば1立方メートル当たりの単価を含めて、あわせてお伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（横井一夫君）

今回の水道料金の改定の理由の一つといたしまして、合併前の旧佐織町の水道事業と、旧八開村の水道事業をそのままの形で引き継いだということで、平成17年4月1日に統合しまして、事業経営を行ってきております。10年を経過いたしました。現在まで、佐織地区と八開地区は、料金及び、その算定方法につきまして異なった状態ということでございます。そのため、同じ水道事業者から同じ水量を使用しても、住む地区によりまして、支払う料金が異なり、公平性の観点から、両地区の料金及び、その算定方法について、適正に統一を図らなければならないということでございます。

2つ目でございますが、経営状況の関係で、平成22年度以降でございますけれども、給水量の減少等によります収益の減少などによりまして、平成25年まで、4年連続で赤字経営ということが続いている状況でございます。また、平成26年度、これは決算見込み値でございますが、約2,437万円の損失を生じております。

供給単価と給水原価の関係では、平成26年度決算見込み値でございますが、1立方メートル当たり約9円供給単価より給水原価が上回っておるということで、適正な水道料金とは言えない状況が続いております。また一方では、施設の老朽化の進行、それから耐震化の推進など、施設面での課題もございます。今後、経営はさらに厳しくなってくると考えております。

今回、水道料金を改定させていただきまして、収入と水道事業実施による収支のバランスをとり、今後、平成32年度までには累積の損失の解消を進めさせていただきまして、本市の水道事業を将来にわたり持続させるため、健全な経営を図っていきたいという考えで、水道料金の改定をお願いするものでございます。

なお、今回、水道使用料の改定でございますが、佐織地区と八開地区の水道料金はまだまだ大きな差異がございます。これを一度に統一ということは、市民生活や企業経営に大きな影響を及ぼすということで判断いたしまして、段階的に料金の統一を図ってまいります。

収支の状況でございますが、平成25年度の決算は、給水原価が156.75円、供給単価が146.1円ということで、供給単価を上回った状況でございます。平成26年度の決算見込み値も、供給単価154.55円が給水原価145.56円を上回っている状況ございまして、赤字の要因となり、適正な水道料金ということは言えない状況でございます。

平成25年度の決算で、事業収益約4億805万円、事業費用約4億3,388万円、当年度の純損失約2,583万円、前年度繰越利益剰余金約1,885万円でございます。平成26年度の決算見込み値で、事業収益約4億1,816万円、事業費用約4億4,253万円、当年度純損失約2,437万円、年度の繰越欠損金といたしまして、約697万円となっている状況でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

数点お伺いをしたいと思います。

今回の値上げが本当に適正なのかどうかということと、やはり生活困窮者がこれで暮らしていけるかというところの視点でこの料金改定を見ていかなければいけないと思いますが、やっぱり生活困窮者のことを考えれば、できるだけ基本料金が安い、ひとり暮らしの方がふえてるので、5立米の基本料金というのも設けるべきではないのかなというのが、私のこういった公共料金の考え方なんです。今、10立米が最低の基準になっていますけれども、10立米以下の使用料の世帯数、全体の何%を占めているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

そしてまた、生活貧困者のことを考えて、5立米の基本料金についても議論したりとか、試算をされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどから、独立採算制なんだということは重々わかっているわけなんです、石綿管工事など、一般会計から水道会計に繰り入れられている工事もあるわけなんです。そういった一般会計から繰り入れるものというのは、公的にか、条例とか、要綱とか、そういったものをきちんと定めて繰り入れられているのか、ただ慣例で、今までこうだったからということで繰り入れられているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、全国的に、水道管の老朽化というのは、これから問題になっていくということで、この問題も何度か議会の中で聞いているんですが、はっきりしたことがわからない状況です。今後、年平均にすると、幾らぐらい老朽化対策に必要だと考えていらっしゃるのか、その辺の見通しについてお聞きしたいと思います。

○上下水道部長（横井一夫君）

それではお答えさせていただきます。

まず、平成26年度の実績をもとに算出いたしますと、全体給水戸数が9,931戸ございます。そのうち、月10立方メートル以下につきましては2,541戸となっております。率でいいますと、25.59%ということでございます。基本水量につきましては、愛知県内におきまして、用途別料金体系を取り入れております他の水道事業者の基本水量を見ますと、10立方メートルを取り入れているところが大多数でございます。また、八開地区のように、20立方メートルとい



う基本水量をとっている業者はございません。今回、八開地区の基本水量、現在、20立方メートルということでございますけど、少量使用者に大変厳しい料金というふうに考えられまして、基本水量、今回は10立方メートルをお願いするものでございます。

それから、今回、料金改定をするに当たり、10立方メートルより少ない水量区分についても検討というか考慮いたしましたけど、先ほども述べさせていただいたように、愛知県内の用途別料金体系を取り入れている業者は、ほとんどが10立方メートル以下というところが大多数でございます。仮に、基本水量を5立方メートルとすると、現行から、佐織地区でマイナス5立方メートル、八開地区でマイナス15立方メートルという形になりまして、当然、基本水量が減となった部分を超過料金で負担するということとなります。このことによりまして、超過料金の部分において、今回の改定料金よりも高くなってしまいうということもでございます。今回は、基本水量を10立方メートルということにさせていただいております。

それから、一般会計からの繰り入れ等の御質問でございますけれども、繰入基準の規定等につきましては、定めはございません。総務省のほうからは、毎年、地方財政計画におきまして、公営企業の繰出金の計上に係る通知の中で示されております。愛西市の水道事業に係るものとしたしましては、地方公営企業に係る児童手当に要する費用について繰り入れをさせていただいております。

それから、老朽管等の見通しの関係でございますが、現在、使用しております管路延長は約218キロでございます。昭和49年以前に布設されました管は耐用年数を超過しているという状況であります。佐織地区におきましては、一部の場所で、水道事業の創設以前から引き継いでいる簡易水道時代からの配水管もでございます。八開地区におきましては、創設時の配水管が耐用年数相当に達しているというような状況でございます。愛西市の水道事業の施設につきましては、合併前の佐織町の水道事業、これは昭和46年の創設と、それから旧の八開村の水道事業、これは昭和48年創設ということで、その当時に建設されました施設が多く、設置以来40年以上経過しているということで、老朽化が進んでおるところでございます。

現在、特に、老朽管の更新計画の策定はございませんが、下水道工事等に伴う工事箇所、それを主に同調工事といいますか、耐震管路による布設がえ等を進めている状況でございます。

基幹施設につきましては、中部浄水場の配水池2カ所につきまして、来年度、平成28年度に耐震のまず診断を計画させていただきたいというふうに思っております。診断の結果、補強工事が必要ということであれば、補強工事を進めていかなければならないというふうに思っております。水道施設を計画的に更新し、この施設を健全な状態で次世代に引き継いでいくということは大変重要なことだというふうには考えております。それと、金額のほうでございますけれども、更新管の関係で年間約1億円程度は必要かなあというふうには思っております。以上でございます。

#### ○8番（吉川三津子君）

では、再質問させていただきます。

よそが10%が基本になっているからということでしたが、10%以下の世帯数が25.59%で大

変驚いて、生活弱者に支えられた水道会計とってしまったんですが、この25.59%という数字は、ほかの自治体と比べてどうなのか、その点まで調べられたのか、お伺いを1点したいと思います。

それから、先ほどから、独立採算で一般会計からの繰り入れのルールはないというお話で、児童手当のみということですが、石綿管工事については一般会計から繰り入れられているんですが、この根拠は一体何の根拠で繰り入れられているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、既に、この水道料金については新聞で大きく報道されましたので、やはり佐屋、立田地区から大きな反響があります。大変高いということで、多分10立方だと、間違ったら指摘をいただきたいんですが、佐屋、立田では1,800円ぐらいになるんですかね。それで、八開が1,650、佐織で1,200ということで、大変大きな数字だということの指摘があるわけです。佐屋、佐織地区からのこういった声に対して、どう説明をしていくのか。何件も、私、新聞を読んだ方からいただいているんですが、説明責任をどう果たしていくのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、先ほども海部南部水道企業団への補助は考えていないということですが、愛西市の中での何らかの補助というか、別の方法で何とか均衡をとろうというような方針とか考えはお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

まず25.59という数字について、ほかの自治体とという比較でございますが、こちら辺につきましては、ちょっとほかの自治体とは、申しわけございません、比べてはおりません。

それから、石綿管の関係でございますけれども、これにつきましては、工事費の25%を負担するというので、取り決めということで繰り入れをさせていただいているところでございます。繰り入れ外といいますか、そういうことで繰り入れのほうを行わせていただいております。

それから、佐屋、立田の方々にどう説明していくかということでございますけど、そもそも海部南部水道企業団と愛西市の水道事業、これは事業体が違います。おのこの料金設定につきましては、地勢とか供給人口、供給世帯、それから管路の延長等々、いろいろ違っております。そういう中で料金等が決められているところでございまして、当然、各水道事業者で水道料金というのはやっぱり違ってくるのかなあというふうに考えておるところでございます。

それから、愛西市の中での方針ということでございますけど、水道事業という企業会計から、他の企業団への補助ということは、水道事業者としては、補助はできないということで御答弁させていただきます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

愛西市水道事業供給条例について質問させていただきます。

幾つか質問したい内容についてはお答えがありましたので、それを省いて質問します。

まず、料金体系についてですが、現在の料金体系は内税ということで、10円未満は端数が生

じたら切り捨てるという内容だったんですが、次回からは外税ということで、1円未満ということにしたんですが、この料金体系、内税から外税への変更の理由について1点はお伺いいたします。

また、八開地区について、共用栓の料金の取り扱いについてということで、今まではなかったんですが、新たに決めが加わっております。今までは、共用栓についてどのような料金を確定し、集金をしていたのかということについてお伺いをいたします。

また、今、吉川さんのほうからもありましたけれども、少量使用者に対する料金負担率が高いんじゃないかという内容のことですが、実際、大量に使う人というところかというと、例えば佐織地区でいいますと、76立米以上の料金については1円の値上げなんですね。11立米から20立米の少量の人については16円の値上げということで、大量に使う人ほど安い状況が佐織地区の値上げの中には入っております。

特に、基本料金についても、10立米まで1,200円ということなので、例えば2立米しか使わない人については、1立米600円ということでもかなり高い負担になるのではないかと思います。にもかかわらず、大量に使用したものについて安く抑えている。これは、八開の料金表でもそうですが、佐織に比べても、八開については195円ということで抑えられているということについて考えるなら、受益者負担ということで、企業運営ということを考えるのであれば、少量使用者よりも大量使用者のほうがより設備等についても使用負担がかかっている状況が考えられますので、そういったことでは、大量使用者に対して値上げが少な過ぎるのではないかということについて、なぜこのような料金体系にしたのかということについてお伺いいたします。お願いします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

それではまず、内税から外税の変更はなぜかということでございます。

現行の料金制度につきましては、内税方式という料金体系となっております。平成26年4月の消費税改正によりまして、5%から8%に改めました。今後も引き上げが予想をされております。これによりまして、水道料金と税の明確化を図るため、消費税を外税方式に改めさせていただきます。

それから、共用栓の関係でございますけれども、もともと八開地区には共用栓はなく、全て個別メーターが設置されていたという状況でございます。

それから、大量使用者の方に対しては1円しか値上げしていないんじゃないかということの関係でございますが、改定前の70立方メートル以上の超過料金を比較させていただきますと、佐織地区のほうが1カ月1立方メートル当たり税込みで68.65円と高く、大きな差が生じております。今回の料金改定では、八開地区の値上げ幅を大きくさせていただきまして、その格差が少なくなるようにということで、差額を税込み37.8円ということにさせていただいております。

今後も、まだ両地区の料金の統一に向けて行っていかなければなりません。そんな中で、今回、考慮させていただきまして、今後の料金統一に向けた改定の中で、佐織地区のほうを最小

限とさせていただいたということで御理解のほうをよろしく願いいたします。

○18番（河合克平君）

では、再質問させていただきます。

税と水道料金の明確化というためにそのようにしたということなのですが、条例でいうと、100分の108%を乗じてした額ということで書いてあるんですが、税額が変わればここも変わる、また改正の条例が出されるということでいいのかどうかの確認が1点と、八開地区は共用栓がなかったので、今後あるかもしれないということをつけ加えたということはわかりましたので、あと大量使用者についての料金設定については、これからの統一の中で考えていくということだと思いますけれども、先ほどから吉川さんの話もありましたが、少量使用者に対する負担をどう減らして、大量使用者に対してどう負担をしていただくかというのが、一つは受益者負担ということを考えれば必要なことだというふうに思いますので、そういったことを今後考えていくということでもいいのかどうかについてお伺いいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

まず、条例の108の数字の関係でございますが、これにつきましては、当然10%になれば条例を変えていくということでございます。

それから、少量使用者の関係でございますが、今回、統一につきましては、まず段階的な統一ということで、当然少量使用者、数量の少ない方にある程度配慮していくということも当然考えていかなければならないというふうには思っておりますが、今回は段階的統一ということで、今後、当然経営状況にもよります。平成26年度、約2,400万の損失を出しておりますので、当然そこら辺は経営状況を見た中で判断していくということになってくるかと思っておりますけれども、今回は5立米とか、そういう関係については行っておりませんもので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第56号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について質問いたします。

多くの議員の方が質問されましたので、私のほうからは、基本的な部分の確認だけをさせていただきますと思います。

こうした料金改正については、丁寧な議論が必要だと思いますので、よろしく願いします。

市民の方からは、同じ市税を払っているのに、なぜ水道料金が違うのかといった声もありますので、確認のために、佐屋、立田地区、八開地区、佐織地区で水道料金が違う理由を確認させていただくと、佐織地区と八開地区を比べた場合に、八開地区の水道料金が低い理由をお伺いします。さらに、佐織地区単独で見た場合の経営状況は黒字か赤字か、施設の老朽化、耐震性も含め、経営状況をお伺いします。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは御答弁させていただきます。

まず本市におきましては、佐屋地区と立田地区を給水区域に含む海部南部水道企業団と、佐織地区と八開地区を給水区域といたします愛西市の水道事業の2つの水道事業ということがございます。水道事業は、それぞれの事業者が水道料金などによって経費を賄います独立採算制の原則で運営がなされているところでございます。

このことから、事業者が違う以上、その給水エリアの地勢、それから給水人口、給水戸数、配水管の距離及び浄水施設の建設費等に係ります1戸当たりの費用負担の割合も異なってまいります。当然、料金につきましては、各事業者間で、そういうようなところから差異が生じてくるところになります。

それから、八開地区の料金が高くなった理由ということでございますが、八開地区につきましては、水道事業の供用開始当時から農村地帯でございます。給水人口の割に、給水戸数も少なく、現在に至っているということでございます。配水管は、給水戸数が点在することによりまして距離も長くなります。また、八開地区で多く水を使用される企業も少のうございます。配水管布設工事費及び浄水場の施設の建設費等に係る1戸当たりの費用の負担割合が高くなってまいります。それによりまして、八開地区の料金が高くなるというふうに考えております。

それから、佐織地区の水道事業の経営状況はということでございますが、供給単価が1立方メートル当たり136.82円、それから給水原価が1立方メートル当たり144.8円ということで、供給単価より給水原価が上回っているというような状況でございます。平成26年度の決算見込み値でございますが、事業収益でございます。約3億3,171万円、事業費用約3億4,918万円、当年度純損失約1,747万円、前年度繰越欠損金約4,368万円というふうになっております。

#### ○5番（竹村仁司君）

先ほど、吉川議員のほうからも、佐屋、立田地区の方の声にどう応えるのかというお話もありましたが、愛西市水道事業統一に向かっていく中で、海部南部水道との違いもありますので、ここでちょっと海部南部水道事業団と愛西市水道事業と具体的な数値で比べた場合、料金はどのようになるのか、お伺いします。また、今回の料金改定において、特に配慮した点をお伺いします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

具体的な数字ということで、今回、改正後の税込み、2カ月当たり20立方メートルの使用の場合と、本市の水道事業におけます平均的な使用水量の50立方メートルを比較させていただきます。20立方メートル使用の場合、佐織地区2,592円、八開地区3,564円、それから海部南部水道企業団が3,628円となります。それから、50立方メートル使用の場合でございますが、佐織地区7,290円、八開地区8,910円、海部南部水道企業団のほうは9,136円となります。

なお、海部南部水道企業団は口径別の水道料金でありまして、この料金は口径13ミリの場合ということでございます。

それから、今回の料金改定において配慮した点はということでございますが、今回の料金改定に当たりましては、両地区の料金及び、その算定方法に大きな差異がございます。先ほど来から同じことを答弁させていただいておりますけれども、同じ水道事業者で同じ数量を使っても、

利用者の皆様が支払う料金が異なることは、公平性の観点からも問題があり、早期に統一を図っていかなければなりません。しかしながら、この大きな差異を今回の一度だけの料金改定で解消することは、市民の皆様の生活や企業の経営に大きな影響を及ぼすため、困難と判断し、段階的な統一としたところでございます。

また、愛西市水道料金等特別検討委員会を設置させていただきまして、3回、検討委員会のほうを開催させていただきました。愛西市の水道事業の現状、それから運営、料金の見直しの考え方などにつきまして御協議いただきまして、さまざまな立場から御意見等をいただきました。この関係につきましては、ホームページ、また7月号、9月号の広報にも掲載させていただきました。

また、愛西市の水道事業の現状などを説明し、八開、佐織地区の料金見直しを検討していますというようなチラシも、8月号、また9月号の広報と一緒に、八開地区、佐織地区の全戸に配付を実施させていただいております。今回の改定の趣旨や方法など、経緯についても、市民の皆様に御理解をいただくため、広報活動に努め、水道事業者としての説明責任を十分果たしていく必要があるというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第57号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第57号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第58号及び日程第13・議案第59号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第58号：愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定についてと日程第13・議案第59号：愛西市草平児童館の指定管理者の指定についての質疑は一括議題といたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

それでは、議案第58号及び59号について質問をさせていただきます。

58号、勝幡児童館の指定管理についてですけれども、指定団体でホームメックスという団体が

出ておりますが、どのような団体か、また児童館の運営の実績はあるのかについてお尋ねをいたします。

議案第59号、草平児童館の指定管理についてであります。草平児童館につきましては、前回、事業の継続性、社会福祉協議会から夢んぼにかわったと思いますが、その事業の継続性について議会で議論になりました。今回、また事業が変更になるということですが、これまで行ってきた夢んぼは申請すらされなかったということがちょっと不思議なんですけれども、その継続性について、市としてはどのように考えられておられるのか、お尋ねをいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

1点目のホームックスでございますが、ホームックス株式会社は、ビルサービス事業、パブリックパートナー事業、環境事業、飲食事業を営まれている株式会社でございます。今回、提出されました申請書の事業実績を見ますと、これまでに児童館の運営は実績としてない模様でございます。

2点目、事業の継続性の市の考え方と、なぜ申請されなかったかという御質問でございますが、指定管理者の選定につきましては、公募団体の中から決定するのが最善という方針のもと、今回も公募で選定を行っているものでございます。これにつきまして、新旧指定管理者の事務引き継ぎは、十分これまでも行わせていただいておりますので、更新時にかわることがあったとしても問題はないものと考えております。NPO法人夢んぼが申請をされなかった理由につきましては把握してございません。以上でございます。

**○20番（加藤敏彦君）**

草平児童館が今度は西川端保育園になるわけですが、前回の指定管理の議論の中で、事業の継続性について議論をされて、やはり子供の立場からいけば、きのうまで見えた職員の方が急にいなくなったということはまずいんではないかという議論があったと思うんですけど、今、部長の答弁では、引き継ぎがきちっと行われるので問題ないという点ですが、そういう子育ての事業において、やっぱり継続性というのは重視すべきだと思いますが、市としての見解をお尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

指定管理でございますが、確かに継続性も大事でございますが、例えばある児童館で受け持たれた団体でも、受け持たれた団体の中で指導員が配置転換ということもございまして、そういったことで指導員が変わるケースもあります。それにつきましても、引き継ぎで対応しておると思いますので、同様ではないかと考えております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○2番（山岡幹雄君）**

先ほどの加藤議員と重複する部分もありますので、まず今回、この指定管理につきまして、指定管理者選定委員という5名の方がお見えになってみえます。その5名の方をどのように選定されたか、お伺いします。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

今回の指定管理者選定委員会の委員でございますが、さまざまな立場から指定管理者候補者を審査していただくこともありまして、児童福祉課で、委員にふさわしいと思われる方を愛西市指定管理者制度調整会議のほうに提示をしまして、調整会議委員の審議を経て決定をさせていただきます。以上でございます。

○2番（山岡幹雄君）

ありがとうございます。

あと、これは、加藤議員も言われたんですが、草平児童館については、先ほど言われましたように、社福、それから夢んぼ、今回、西川端保育園と、それで勝幡のほうが社会福祉協議会と。それで、この児童館の指定管理について、先ほど言いました草平児童館については、社福から夢んぼになったときにいろいろ問題があったということで、実際、継続したらどうかと。ただ、選定委員の方がこういうふうにやられたということで、点数の差で夢んぼがとられたと、それで北河田が今社会福祉協議会、それで市として、この児童館の指定管理について、どのように今考えてみえるか、お答え願います。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

指定管理の選定につきましては、やはりある程度、競争の原理というのが不可欠ではないかと。同じ団体に長期ずっと継続していただくと、競争原理というのもなくなりますので、市としましては、そちらも考えた中で、公募による候補者の選定をしておりますので、よろしくお願います。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第60号から日程第16・議案第62号まで（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第60号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定についてから日程第16・議案第62号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定についての質疑を一括議題といたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第60号、立田北部子育て支援センター、議案第61号、立田南部子育て支援センターについてお尋ねをいたしますが、62号、開治子育て支援センターも含めてお尋ねいたしますが、1つは、子育て支援センターについては申請団体が1つだけで、先ほど指定管理の趣旨ということで説明された競争原理が働いていないと思いますが、どのように考えておられるのか。



それから、2つ目には、立田北部、立田南部は美和多福祉会が申請されておりますが、同じところが行ってみえるのに得点が違ってくるのはなぜかについてお尋ねをいたします。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

今回の児童館、子育て支援センターの公募から、従来ありました愛西市内に本社、支社、営業所など、事業等を有しない団体は、申請者の対象としないという制約を対象要件から外させていただきました。これは、申請者の限定枠を緩和しまして、競争力を高めるために行った措置でございました。今回、子育て支援センターの申請がそれぞれ1団体であったのは、残念な結果に思いますが、今後も、指定管理者制度調整会議を通しまして、募集要項、仕様書の内容を慎重に決定してまいりたいと考えております。

また、2点目の立田北部と立田南部の子育て支援センターでございますが、いずれも美和多福祉会が申請をしておりますが、選定委員によります選定審査は、申請書、プレゼンテーションなどをもとに個別に行っておりますので、得点が違うことも生じてまいるということでございます。

○20番（加藤敏彦君）

今回、申請団体が1つで競争原理が働いていないということに対して、これまでの枠を広げて、市外の団体についても申請ができるようにという答弁でありましたが、それでも申請団体が1つだけだという現状であります。どのように考えられるか、対応されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

先ほど申しました指定管理者制度調整会議は、例えば指定管理料とか、さまざまなことを検討しますので、そういった条件等を検討して、競争が高まるように考えてまいりたいと思いません。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は14時40分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第63号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・神田康史議員、どうぞ。

**○4番（神田康史君）**

議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算のところで、資料13ページ、佐屋北保育園プール取りかえ工事について、補正予算682万6,000円を追加計上されておりますが、この上記の工事内容の内訳を御説明願いたいと思います。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

入札の案件でございますので、数量、単価等の詳細について答弁は控えさせていただきます。

工事の内容といたしましては、現在設置されておりますプールを撤去し、新しく強化プラスチック製のプールを設置させていただくものでございます。内訳といたしましては、プール撤去、設置に伴う廃材の処分、木材組み立て施工及び給排水設備工事とあわせまして、目洗い、シャワー、消毒槽部分等の改修、既存フェンスの取りかえ、南面のフェンスにつきましては敷地境界に面していることもございまして目隠しフェンスをするなど、園児の利用に配慮をさせていただく内容となっております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、13番・島田浩議員、どうぞ。

**○13番（島田 浩君）**

14ページ、15ページ、文化財費からお願いします。

今回、補正のほうで文化財費として総額1,000万ほどの予算をつけていただきました。私も市江車のことで非常に興味を持っている一人でございます。市江車のユネスコ登録に向けて啓発していくということですが、どういった催しをするのか、具体的な啓発内容。また、車の屋台骨製作、備品修繕などもどのようなことを施すのか、わかりやすく説明をお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

これにつきましては、市政施行10周年記念といたしまして、国の重要無形民俗文化財でユネスコ無形文化遺産登録候補の山・鉾・屋台行事、尾張津島天王祭の市江車の車楽舟行事につきまして、市民に広く周知をさせていただきまして、登録機運の醸成を図るために実施するものでございます。

今回、あいちビジョン2020に沿いまして、地域の個性を生かした市町村が自主的、主体的に行う新規事業ということで、元気な愛知の市町村づくり補助金、チャレンジ枠といたしますけれども、これを活用させていただいて取り組む事業ということで予算計上をさせていただいております。

啓発の内容としまして、大きく3つの柱を考えております。

まず1つ目といたしまして、赤舟や奏楽団の実演等、市江車の魅力を紹介させていただきます。

2つ目につきましては、講演会の開催を予定させていただいております。市江車行事を初めといたします伝統的な行事の重要性や意義等を考える機会としたいと考えております。

3つ目でございます。市江車行事を紹介する展示を行いたいと考えております。市江車に使用いたします道具等を展示させていただきまして、行事をより一層理解してもらうように考えております。

これらを実施するに当たりまして、報償費につきましては講師、奏楽団、パネラー等の出演者や協力者に対する謝礼を計上させていただいております。

また、旅費につきましては、講演会の講師の旅費ということでございます。

需用費につきましては、消耗品ということで行事に使用する調度品、製作に要する費用などでございます。

また、印刷製本費としまして、PR用のポスター、パンフレットを作成させていただき費用でございます。

委託費用につきましては、舞台上におけます市江車行事展示用資材の費用ということでございます。

祭礼備品の修繕ということでございますけれども、これにつきましては幕、衣装、太鼓の修繕等を考えております。

会場設営費につきましては、舞台設営費ということでございますけれども、音響オペレーター、照明オペレーターなども含む経費でございます。

次に、赤舟舞台設置費につきましては、天王祭で使用します赤舟の運搬一式と、舞台搬入搬出に係る費用でございます。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

先ほど申し上げましたけれども、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○8番（吉川三津子君）

では、2点についてお伺いをしたいと思います。

ページ数14、15の教育費、社会教育費、文化会館運営費の文化会館の修繕工事实施計画委託料についてお伺いをしたいと思います。

平成17年に飛散性アスベスト調査があつて、これらの対応については終わっていると思いますが、今回の工事は平成21年度に非飛散性のアスベスト含有建材が使われているか否かの調査があつて、それに基づく工事だということを担当部署から説明を受けたわけなんです、これ調査からかなりたっているわけですが、まだほかに公共施設で同様の問題が残っているのか、1点お伺いをしたいと思います。

そして、この工法には除去の方法と飛散しないように固めたりするような方法があると思いますが、どんな方法で対処されるのかお伺いをしたいと思います。

さらに教育部局においては、昨年文科省のほうから室内等露出保温材、耐火被覆材使用状況

調査というのがされていると思います。その結果、同様にアスベスト含有の建材の調査がされたと思いますが、その結果はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

同じく今度は文化財費のほうですけれども、ユネスコ登録の関係で市江車等について予算が組まれているわけですが、ユネスコ登録をすることによって愛西市の目指しているものは一体何なのか。このユネスコ登録をすることによって、どんなまちづくりをしていく一つの手段と考えているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

平成20年2月に厚生労働省から通達がありまして、新たなアスベスト成分を加えた調査を平成21年度に行いました。現在、調査結果から飛散性アスベストの対策が必要な施設については、文化会館のみとなっております。以上でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは文化会館の件で御答弁させていただきます、あわせて。

まず1点目でございますけれども、平成20年2月にトレモライト等が検出されました事案を受けまして、厚労省より分析調査の徹底通知がありました。これを受けまして、市内小・中学校のトレモライト等の再分析調査を行いましたところ、アスベスト含有がある2校が判明をしたというところでございます。

その結果、対象となります学校施設につきましては、永和小学校と立田中学校でございますけれども、平成21年12月に補正予算をお願いさせていただきまして、除去工事につきましては平成22年3月に完了しております。

次に、どんな工法で対処するのかということでございますけれども、工法については囲い込み、封じ込め、除去の工法があると思いますけれども、詳細な詰めには工期等の打ち合わせが必要となりますので、今の時点では未定でございますが、基本は除去ということを考えております。

次に、3点目でございますけれども、平成26年に行われました調査の関係でございますけれども、これにつきましては内綿含有保温材、耐火被覆材の調査ということで、26年10月1日現在でこの調査につきましては目視ということで、職員が目視で確認をしております。これは判断基準は建築年度もありますけれども、目視ということでございます。この結果でございますけれども、損傷、劣化等による粉じんと石綿の粉じんの飛散による曝露のおそれはないということで報告させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

あとユネスコの件でございますけれども、目指す姿ということでございます。これにつきましては、重要無形文化財の尾張津島天王祭の車楽舟行事は500年以上の伝統がございます。日本三大川祭の一つと言われているところでございます。

愛西市におきましても、その伝統ある祭礼を伝承するに当たって、奏楽や関連行事実施のための保護継承活動に対し、積極的に支援を行っていくことにより、文化財保護の意識が高まり、さらには地域の活性化につなげなければならないと思っております。

対外的にはユネスコ登録により、世界中に祭礼の名が知られるわけでございますので、愛西

市の名を広く世界に知っていただくよい機会となりますし、先ほども言いましたとおり、地域の活性化につながるのではないかと考えております。以上です。

#### ○8番（吉川三津子君）

では、数点再質問させていただきます。

先ほどから工事については、除去が基本だというお話でしたが、除去をする場合、会館等の使用等に制限を設けられるのか、その点について1点お伺いをしたいと思います。

それからあと、先ほど昨年行われた文科省の調査で、職員が目視をしたということですが、今全国でアスベストの問題工事がいろいろ起きているんですが、やはりこれは事前の調査不足で事故がいろいろ起きているわけなんですね。今、国交省のほうでは建築物石綿含有建材調査者という制度を設けていて、知識のある人で調査をしていくというのが、私としては原則であろうと考えているわけなんですね。

その中で、職員が目視をされたということなんですが、アスベストを含有しているかどうかというのは、私もずっと環境問題をやっていて、なかなかそれは難しいんですが、それなりの知識のある方が目視をされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、煙突の被覆材というのはかなり高い高濃度のアスベスト含有の建材が使われているわけで、愛西市の場合、給食センターとか自校式の給食室があるにもかかわらず、煙突がないということの御回答がされていると思います。そういった面で本当に煙突がないのか、しっかりとその辺の調査をされたのか。まずは正確な調査というのが子供たちの安全につながってまいりますので、その辺について確認の仕方が十分だったのか、確認をさせていただきたいと思います。

ユネスコにつきましてはわかりましたので、まずは市民の方たちの意識というか、こういったものが自分のまちにあるということをもまずは知らせていくんだというのが一つの目標であるというふうに認識をいたしました。それでよろしいのか確認をさせていただきます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

1点目の御質問でございますけれども、制限を設けるかということでございますけれども、設計の段階で打ち合わせをしますが、設ける可能性は大きいというふうに思っております。

あと、2点目の知識がある者が調査したのかということでございますけれども、あくまでも専門の業者ではありませんので、私どもの担当の職員か、それに精通した職員が目視で検査を行ったということですので、よろしく願いいたします。

あと、煙突がないということでございますけれども、これも職員が先ほど申し上げたとおり、判断したということでございますけれども、普通の煙突と、要するにダクトという話があると思いますけれども、それははっきり認識して調査をしておるというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○2番（山岡幹雄君）

それでは、今回の議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、P12、13の3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節について施設給付についてお尋ねいたします。補正を組まれてみえるわけですが、この負担金の支出はどのような法律に基づいて負担しているかお尋ねします。

それでこの新制度、今年度から新制度導入に向けた市の支援の考え方を伺いたいです。

次に同じページで、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育費、15節について、佐屋北保育園プールの取りかえ工事が今回補正を組まれております。これ何年使用したか、今現在園児数は何人お見えになるか、お尋ねいたします。

次に、14、15ページ、10款教育費、4項社会教育費、5目文化財費について、多くの議員さんが御質問されてみえるので重複するかもわかりませんが、先ほど御答弁の中にも市江車が500年も続いておるんだと。今回の補正に至って、県の元気なまちづくりじゃないですけど、愛知があるということで、今回補正に至った経緯、それと昨年からユネスコの登録ということで、近隣の津島市を含めて登録等の啓発もされてみえるんですが、その関連はどのようになっているかお答え願います。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

1点目の施設型給付費でございます。民間保育園の負担金は子ども・子育て支援法の附則第6条第1項及び児童福祉法第51条第1項第5号に基づき負担をすべきものとして規定されております。また、新制度施行に伴います公定価格単価でございますが、保育の質の改善を反映しまして、従来に比べ高くなっております。保育の確保、質的改善は子育て支援の柱でもございますので、民間保育園の保育提供につきましては市として欠かせないものということでもございまして、継続的な支援を進めてまいりたいと考えております。

それから、佐屋北保育園のプールでございますが、平成4年度に設置しておりますので、現在24年を経過しております。園児数99名のうちプールの使用は2歳児以上で86名でございます。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

今回の補正に至った経緯とユネスコ登録の関係はということでございます。

これもまた御答弁が重複するところもございませうけれども、よろしく願いをいたします。

先ほども御答弁させていただきましたが、市制10周年を記念いたしまして、市民相互の結びつきをさらに強め、市の一体性の一層の確保を図るとともに、国の重要無形文化財でございますユネスコ無形文化遺産登録候補の山・鉾・屋台行事を市民に広く周知し、登録機運の助成を図るために実施するものでございます。また、これも重複しますが、補助金をということであいちビジョン2020に沿って、地域の個性を生かした市町村が自主的、主体的に行う新規事業元気な愛知の市町村づくり補助金を活用させていただいて、事業ということで予算計上させていただきました。

ユネスコ登録との関係でございますけれども、平成26年から28年度の3カ年、半田市、知立市、犬山市、蟹江町、津島市、愛西市の6市町で山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化遺産登

録に向けた取り組みについて連絡協議会を設置し、事業を取り組んでおります。平成27年度以降も6市町で事業を展開してまいり所存でございますが、今後は登録に向けて本市として啓発を進めるとともに、5市町と連携をさらに密にし、事業展開をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、今の施設給付費について、今年度補正を組むと1億4,800万、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、この負担金に対する、今までも会計検査は市で検査を行っていると思いますが、負担金の使用について正しく使われているかどうか、問題点はなかったのか、市になって10年間。その辺をちょっとお尋ねします。

次に、佐屋北保育園のプール取りかえにつきまして、一般質問でもある小学校のプールの漏水の関係で民間にというお話もありました。そういうお話であれば、この保育園のプールも今民間が津島とか愛西にもありますので、そういうプールの活用はできなかったのか、お尋ねいたします。

次に、市江車のいろいろ合併してからも屋台はあると思うんですが、なぜこの活動計画がそのときからなかったのか。今後修理をされてどのように、これ回答もあったんですが、活動されるか。あと、今後の愛西市の観光協会との関連、維持費も今後市が負担するのかどうか、その辺お尋ねいたします。

## ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

施設型給付費の支払いでございますが、これは法の規定に基づいて行われるもので、国・県・市の負担割合も規定されております。検査はまず支払いが適切であるかどうか、毎年の実績の研修と数年に一度の会計検査が実施されております。負担金の使途につきましては、市立ち会いのもと、毎年県の指導監査が実施され、保育所運営がされているかも含め検査されております。これまで特に問題はなかったと思っております。

佐屋北保育園のプール事業の委託でございますが、委託をすれば毎年委託料が発生をします。また、現在保育園のプール活動は天候に合わせまして、その日の状況に応じ実施しております。委託になりますと、状況に応じたプール活動というのも難しくなるんじゃないかと。また、園児の移動手段はバスになろうかと思いますが、園には障害児も含まれておりますので、その負担が懸念をされるところでございます。以上のことを勘案しまして、老朽化プールの取りかえ工事というのを選択させていただきました。よろしく申し上げます。

## ○教育部長（石黒貞明君）

活用と観光協会との関係、維持管理ということでございます。

一つの案といたしまして、来年度登録となった暁には市江車屋台を展示するなど、活用していければいいなと考えております。

また、愛西市観光協会との関係でございますけれども、維持管理もですけれども、ユネスコ登録になれば尾張津島天王祭を実施する愛西市の名は広く周知されまして、多くの問い合わせ

や来場者が見込まれるものと推察されます。その際、来訪者の対応や今後実施する団体活動への協力体制等、さまざまな課題が考えられますが、こうした課題に対していく上で観光協会との連携は必要になっていくのではないかと考えております。

維持管理につきましては、市としましては市江保存会を中心に引き続き支援はしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

**○19番（真野和久君）**

それでは、2点質問したいと思います。

まず最初に13ページですが、4款1項の6目保健衛生施設費で、委託料として事務室改修工事設計委託料があります。説明のときに、佐屋保健センターの事務所の改修をするということで、具体的にはOAフロア化という話がありました。これに関しては、この改修によって、どういう形で何のために改修をするのかということをもう少し具体的に説明をしていただきたいと思えます。来年度からの本庁への集中の中で、保健センターの本部を佐織から佐屋に移すというようなことも話を聞いておりますが、そういったことなのでしょうか。そのあたりについてお尋ねします。

それから14ページ、15ページ、10款教育費の4項の5目の文化財費の先ほどのものですがけれども、市江車に関して委託料等で800万ほどの支出があるようです。先ほども説明がありましたが、今回講演会とか展示とかという形を含めてこれだけのお金を使うわけですがけれども、これに関して、例えば講演会とか展示の時期とか、そうしたものはどういうふうなのかということについて具体的に教えていただけませんか。

それと同時に、改修等、修繕等いろいろありますけど、継続的に今後もこうしたことをやっていくのかということを含めて説明をお願いします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、佐屋保健センターの関係で御説明させていただきます。

平成28年度に行政機能が統合庁舎に集約されることに伴いまして、現在、佐織保健センターにあります健康推進課を佐屋保健センターに移すことによりまして、職員増となります。そのために実施をするということでございます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

具体的な中身の話だと思います。

講演会等を行うわけでございますけれども、講演会の講師等はまだ決まっておりませんので、これから詰めていきたいというふうに思っております。

あと、展示については、市江車を舞台上のところへ展示させていただいて、広くみんなに見ていただくということで、あとPRもさせていただくということでございますけれども、市江車の資料も展示したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、今後定期的に行っていくかということでございますけれども、ことしについては県の



補助金をいただくということでやるわけでございますけれども、次年度以降についてはあくまでも補助金をもらえればということもありますけれども、できる範囲で努力をさせていただきたいと思っております。

あと、時期の関係でございますけれども、来年の2月以降を予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○19番（真野和久君）

まず最初に、保健センターのほうの件であります、やはり健康推進課を佐屋に移すということで、かなり職員が佐屋のほうに来るわけですが、佐屋の保健センター業務との関係でのスペース的な問題とか、そういったことに関しては問題ないのか確認をしたいというふうに思います。

それから、市江車のほうの話ですが、来年2月以降ということで、いろいろお話は伺っているんですが、いまいち全体像がよくわからないんですが、例えば文化会館とかに会場を設営して、そこに展示をして、その場で講演会とかを行っていくような話なんですか。それとも何か別のところにそういったことをやるとか、その点ちょっと全体的なあれがわかるような形でもう一遍説明をしていただきたいのと、先ほどの話だと補助金が出ればという話だということとは常設展示というわけではないなというふうには思うんですが、一応その辺の確認をさせてください。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

スペース的な問題でございますけれども、現在面積が102.21平方メートルございます。職員が現在佐屋には10名、佐織に13名、合計で23名ということになります。そういうような23名が入るかどうかということも事前に確認はした上で、電話回線、電気回線、パソコン等の配線をOAフロア化にするということで、現地におきまして問題がないというふうに思っております。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

具体的な方法でございますけれども、ホールの舞台に市江車をつくらせていただいて、そこで奏楽団の演奏もやっていただいて、本番さながらの舞台を演出したいと考えております。

それと、今既存棟を改修しておりますけれども、その完成にあわせてギャラリーで市江車のパネル展示等もそこでやらせていただいて、皆さんに見ていただいて広く周知をさせていただきたいと思っております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

#### ○5番（竹村仁司君）

議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問します。

2点についてお伺いします。今までの多くの方と重なる部分がありますけれども、お願いします。

1点目に13ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金の施設型給付費ですが、今回何施設に対して給付をされたのか。その公定価格単価の決定という議

案説明がありました。その過程をもう少し詳しく説明をお願いします。

2点目に15ページ、10款教育費、2項社会教育費、5目文化財費、8節報償費、先ほど来たくさんの方が質問されておりますので、計画等については島田議員の質問でも御回答がありましたので省きますので、今後他市、津島市、犬山市、蟹江町などとの連携が大切になってくると思いますが、そうした他市との連携についての計画をお伺いします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

施設型給付費でございますが、市内の民間保育園10園と市外の民間委託保育園8園に対して支払われるものでございます。

過程について説明をさせていただきます。予算の編成時に国の公定価格の案は示されておりましたが、その価格の財源は消費税率10%の引き上げ分を当てにするというふうに国から伺っておりました。消費税率の10%引き上げは先送りにされましたので、案どおり価格となるのかどうか不確かということもありまして、平成27年度の施設型給付費は前年度の単価をもとに積算をすることになりました。その後、平成27年2月に当初の案どおりの単価で平成27年度以降給付を実施すると国から通知がありましたので、今回増額補正をする必要が生じたものでございます。

今回9月議会で増額補正をお願いしますのは、給付費の不足は確定したんですが、補正時期は園児数など直近の事情を反映した時期に行うべきと判断をいたしましたことと、12月補正まで延ばしますと支払いができなくなるおそれもありまして、今回補正をさせていただくものでございます。よろしくをお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

今後の取り組みといたしましては、来年登録が決定となった後でございますけれども、12月ごろでございますが、山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化財遺産登録に向けた取り組みについての連絡協議会、これを6市町で行っておりますけれども、この登録記念イベントを、詳細はまだ今のところ未定でございますけれども、計画をしております。また、啓発品ということでポスター、リーフレット、懸垂幕、のぼり旗等も考えております。

いずれにしても、27年度以降も事業を展開していきますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

**○5番（竹村仁司君）**

施設型給付費についてですけれども、一般財源からも給付されていると思います。このことについての説明をお願いします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

総支弁額から国の徴収基準額を差し引いた額の2分の1が国、4分の1が県、残りの4分の1が市の負担となっております。それで国徴収基準額と市が設定しております保育料との差額分につきましても、市の持ち出し、市の負担ということになります。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第64号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第64号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第65号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・議案第65号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案第65号について1点質問させていただきます。

ページ数11、12ページの地域支援事業費、包括支援事業についてお伺いをいたします。

認知症初期集中支援事業についてですけれども、これの委託内容と市のかかわり方について簡単に説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

委託内容でございます。県から指定を受けております認知症疾患医療センターを設置しております七宝病院へ認知症サポート医であるお医者さん1人と、医療系の職員、精神保健福祉士でございますが1名、それから介護系の職員、社会福祉士でございますが1名、合計3名を認知症初期集中支援チーム員として七宝病院へ委託するものでございます。

地域包括支援センターや地域の住民からの情報により専門職、先ほど3名のうちの専門職2人が認知症と疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問しまして、観察・評価、家族支援などの初期の支援を集中的、6カ月ほどでございますが行いまして、医療機関への受診が必要な場合にはその動機づけや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、もしくは介護サービスの利用の勧奨、誘導、重症度に応じました助言とか環境改善などの自立生活の支援を行っていきます。

初期集中支援の終了後、チーム員会議で判断した場合は、認知症疾患医療センター、地域包括支援センターや担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で医療や介護のサービスに引き継いでいくものでございます。

そして、支援チームにつきましては引き続き2カ月後に医療や介護サービスが十分継続しているかどうかの評価をさせていただきまして、行政の判断をした上で随時モニタリングをしていくものでございます。

それと、愛西市のかかわりということでございますが、地域包括支援センター等への窓口相談、電話相談、地域住民、民生委員、介護支援専門員等の関係機関等からの情報を支援チームに提供いたします。支援チームのかかわりの同意を得るために初回の家庭訪問のときには、地域包括支援センターの職員も同行訪問する必要があると考えます。その後も必要に応じて同行訪問やチーム員会議に参加することになると思います。初期集中支援が終了後には、地域包括支援センターはケースが引き継がれます。以上でございます。

#### ○8番（吉川三津子君）

市のかかわりというか、丸投げにならないような形で運営はしていかなければいけないわけなんです。先ほど民生委員とか、いろんなところに市民の方々が相談され情報が集まってくると。それを支援チームのほうに責任持ってつなげていくのはどこなのか。そことやりとりをきちんとしていく責任の所在というのどこなのか。民生委員からの情報も、とりあえずここにまとめるんだというものがあれば教えていただきたいのが一つでございます。

それから、七宝病院に委託をするということですが、近隣ではこの病院だけが県の認定を受けているのか。ほかの自治体もここにされるのか。あと、ほかの自治体との連携等があれば、また説明をお願いいたします。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

先ほど申し上げましたように、民生委員さんが需要を把握するというようなことで、それで任せるわけではなく、市の包括支援センターが支援チームのほうへ連携をするというふうに思っております。

それから、七宝病院については認知症の疾患医療センターを設置しているのは七宝病院だけでございます。近隣では、ということで海部津島の地域でいいますと、弥富市は海南病院のほうでやっておりますし、津島市も独自でやってみえるということがありまして、あま市内の七宝病院ということで、あま市さんは単独で進むところもありましたけれども、愛西市も同行するというので、連携としてはあま市と愛西市と共同で委託するという計画をしております。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

吉川さんと内容的にダブるところがあるので確認ですが、窓口は包括支援センターで窓口として、そこから集中支援推進のほうに紹介をしながら訪問活動をしていくという、簡単にはそういう内容でいかどうかの確認と、あと利用料その他ということで56万9,000円入っているんですが、利用料が発生するかどうか。発生するんであれば1訪問について幾らという利用料なのか。どういう利用料を設定する予定であるのか、お聞かせください。お願いします。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

最初の面の話は包括なり、その前に先ほども言いましたように、地域の方々の利用者の予定といたしますか、需要を確認しまして、それが包括支援センターのほうに来ます。それを支援チームのほうへつないでいくという形になると思いますので、お願いします。

それから、利用料というのは利用者、高齢者の利用料だと思いますが、それについては利用料はかかりません。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質問はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから平成26年度の決算の認定について質疑に入りますが、決算の質疑においては決算書または実績報告書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第1号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・認定第1号：平成26年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

それでは順次質問させていただきます。

毎年全体的な決算結果についてお伺いしておりますので、その点について最初お伺いをしたいと思います。

最初に繰越金についての考え方で、私も今まで愛西市の財政において繰越金の額はできるだけ補正予算等で整理しながら、少ない金額で繰り越すのが公会計の基本ではないかということで、順次改善をしていただいた経緯がございます。しかし、ここ一、二年繰越金の金額が多くなってきております。決算カードで毎年比較しておりますが、そういった状況が出てきております。その理由についてお伺いをいたします。繰越金が多いとどうしても埋蔵金的に考えられてしまって、お金の大切さという部分でかなり問題が出てくると思いますので、その考え方についてお伺いをいたします。

それから、財政力指数についてお伺いをしたいと思いますが、合併当初よりも低くなってきているんですね。平成17年は0.75、18年が0.7、19年が0.75、20年、21年と0.76、そして年々下降してきて、平成26年には0.65という数字になってきております。この推移についてどうして下がってきているのか、市の見解を求めると同時に、県のほうはこういった市議会の決算の前に既に財政指数の市町村の数字を発表しているはずですので、平成26年において愛西市の財政力指数は県下でどの位置にあるのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、物件費の中身についてお伺いをいたします。物件費というのは臨時職員の人

件費、そして委託料とかあるわけなんです、この中身が一体何なのかということをお聞きしたいのと同時に、平成20年には約29億円だったものが平成26年には37億円になってきております。その中身についてどんな考えをお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、諸収入の金額ですけれども、数年前には1億7,000万円でしたが、平成26年には11億円になっておりますので、その理由について説明を求めます。

では、次に総務費についてお伺いをいたします。

実績報告書の35ページの行革推進事業についてお伺いをいたします。こちらのほうは一般質問のほうでさせていただいて時間切れになってしましまして、答弁がされていないわけなんですけれども、商工会とか土地改良区等人件費絡みの大きな支出がされているわけですけれども、そういった補助金の取り組みに対して、成果と今後残した課題についてお伺いをしたいと思います。人件費については、市の職員と比較してどうなのか。手当、ボーナス等もどうなのか、その辺についても説明を求めたいと思います。

それから、民生費についてお伺いをいたします。実績報告書の66ページの民生費、児童福祉費のほうのファミリー・サポート・センターについてお伺いをいたします。かなりリスクの高い御家庭というのが日ごろからかかわる中でふえてきているなというふうに思っておりますが、このファミリー・サポート・センターの利用はしたいんだけど、1時間当たり700円とか800円となるとやはり高過ぎてしまうので利用をちゅうちょするという、そういった事例があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、68ページの同じく民生費の児童福祉費の保育園への補助の関係でお伺いをいたします。みのり幼稚園の耐震の問題は私だけでなく、何度か議会の中で取り上げられてきておりますけれども、園児数がどうなっているのか、その後園舎の安全についてはどのような確認をされているのか、お伺いをいたします。

それから70ページ、款とかそういったものは一緒ですので省略しますが、児童クラブについてお伺いをいたします。これは児童館運営の関係のところでの児童クラブについてお伺いをいたしますが、26年度は児童クラブの待機があって、使えない子供がいたかと思っております。そういった面で、26年度、そういった利用ができずに支障が出た御家庭があったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、放課後子ども教室が廃止されて児童館で放課後子ども教室の事業をするんだというような答弁が昨年度もされたわけですけれども、その事業の実績、評価についてお伺いをいたします。

それから衛生費、90ページ、清掃費、ごみ処理費についてお伺いをいたします。雀ヶ森の処分場の適正化のことが書かれておりますが、これについて今後評価もされたと思っておりますが、いつどのように解決をすることになったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、同じ内容ですけれども、ごみ収集運搬についてお伺いをいたします。これについては、旧町村区域でごみ収集運搬をすることによって、費用がかさんでいるのではないかと。その辺の区域ももう一度見直してコストダウンを図るべきではないかということをお申上げて

きたわけですが、そういった取り組みがされたのかどうなのか、お伺いをいたします。

次に教育費、138ページです。社会教育図書館費についてお伺いをいたします。図書館管理運営事業ですけれども、立田の図書館の利用が大変少なくなってきております。この数字を踏まえて、今後どうしていくのか。今でも行くと電気が消されて、行くと電気を自分でつけるような状況の図書館になっているわけなんですけれども、これではなかなか利用しようという気持ちにはならず、多くの方々が津島の図書館を利用されている状況だと思っておりますけれども、立田の図書館について何らかの方針が出ているのであれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

そして、同じく図書館の本の貸し出しの利用がトータル的に減ってきております。まちづくりがうまくいっている自治体というのは、図書館の利用が大変多いという特徴があるんですね。そうした中で、愛西市の図書館利用の貸し出しの利用が減ってきているのは何が原因なのか、対策はどうしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから129ページ、小・中学校あわせてお伺いをしたいと思いますけれども、準要保護児童就学援助事業について、これは議会の中でも何度も取り上げておりますけれども、この支援を受けている子供というのは小学校に入ってから中学校まで継続的に受けている子供が多いのか、単発的な子供が多いのか、その辺について市の傾向についてお伺いをいたします。

それから、119ページの適応指導教室事業でございます。こちらについて、今現状どのような状況なのか。そして、学校復帰ができなかった子の卒業後のケアの状況はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから次に消防費、116ページ、常備消防費の中の海部消防指令センターについてお伺いをいたします。こちらについて指令センターが一本化したことによって、救急車の到着時間に問題が起きているのではないかということをお伺いしているわけですが、そういった救急車の現場到着までにどんな問題が起きたのか。また、病院も今ベッド数が大変厳しい状況ですけれども、病院の受け入れがスムーズに行われているのか、その点について確認をさせていただきます。以上です。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

順次お答えさせていただきます。

まず最初に、繰越金についての御答弁をさせていただきます。

市税の増収と特別交付税の増収等の歳入の伸びが見込みを上回りました。また、歳出のほうも削減努力をした結果、繰越金のほうがふえてまいりました。こういったことに関しまして、3月補正に今後間に合えば歳入の増加分を増額補正したりとか、歳出につきましては基金に積み立てるなど、こんなことを検討していきたいなというふうに考えています。

続きまして、財政力指数が下がってきているというお話でございますが、こちらのほうもリーマンショックを受け、税収等の落ち込みに応じて基準財政収入額が減少してきました。一方、歳出では社会福祉費の増や合併特例債や臨時財政対策債の借り入れによる公債費の増加に応じた基準財政需要額も増加してきており、今後も厳しい財政状況が見込まれますということで、

さらなる経常経費の削減や事業債の発行抑制を図っていききたいというふうに考えております。

あと、県下の順位ですが、37市中36位であります。

続きまして、物件費の関係でございます。物件費全体では対前年比で3億円ほど増加しておりますが、その要因といたしましては委託料が2億4,200万円ほどふえており、その理由といたしまして、総合庁舎移転事業に伴います電算事務委託料の増や企業誘致推進事業に伴う埋蔵文化財調査委託料等が主な要因であり、人件費関係ではほぼ横ばいの状況でございます。

次に、諸収入の金額が増額しているという理由でございますが、諸収入自体につきましては一般会計決算としては18万5,911円で、前年とほとんど変わりがございませんでした。決算統計上、土地取得特別会計の廃止に伴う土地開発基金に属する現金は、一般会計ほか一部の特別会計に属する経費を加えた普通会計ベースで集計処理しているため、決算統計及び決算カードでは諸収入が増額となりました。

続きまして、行政改革事業補助金の関係ですけれども、商工会とか土地改良区、そういった団体についても補助金の見直しの対象としております。26年度の取り組みといたしまして、市職員の給料を基準にして比較するため、モデルケースを決めて各団体の給料額を横並びにして比較をいたしました。その結果、各団体とも大体市の職員の給料に準じた体系であることを確認しました。また、手当等詳細につきましては、今後さらに精査したいというように考えております。以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうには4点ほど御質問をいただいております。

1点目、ファミリー・サポート・センターでございます。児童福祉課には今のところ特に利用料金の補助を求める声は届いておりませんし、委託業者からも伺っておりません。利用するに当たって、登録時に説明をさせていただいておりますので、利用をちゅうちょされることはないのではと考えております。

2点目のみのり幼稚園の御質問ですが、みのり幼稚園は個人で運営されております。耐震の補強は独自でしていただくこととなります。お話のほうはさせていただいておりますが、現状において耐震はなされておられません。

園児数は、60人の定員に対しまして4月現在で32人、9月では途中入所もあり35人でございます。

それから、児童クラブの待機でございます。当初の受け付け期間は平成26年度の場合、平成25年12月9日から平成26年1月9日でしたが、この間に申請をしていただいた方につきましては、児童クラブの受け入れをさせていただきましたが、佐屋小学校区で当初受け付け期間以降に随時利用申請をされた方の児童、累計でございますが、4名は残念ながら年度内に児童クラブの受け入れをすることができなかったということでございます。

また、4点目の放課後子ども教室廃止に伴う児童館での事業成果という御質問でございますが、愛西市では市内全ての小学校区に児童館、子育て支援センターが設置されております。それらの施設ではクッキング教室とか体操教室など、全ての児童に参加がしていただけるイベン



ト行事も実施しておりまして、放課後子ども教室を利用されておりました児童も含め、放課後の児童の居場所として児童館、子育て支援センターを積極的に活用していただきますよう施設で魅力のあるイベント、教室等を展開させていただいておるところでございます。以上です。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、衛生費の関係を御説明させていただきます。

まず1点目、雀ヶ森の関係でございますけれども、廃棄物を出す方法と、新たに浸出水処理施設等をつくる方法が提案されたわけでございます。現在、提案されました方法を含めまして県と協議しておる最中でございます。

それから2点目でございますが、ごみ収集運搬のコストダウンの工夫につきましては、ごみ収集につきましては作業の安全と安定した収集業務の遂行を確保した上で委託料を見直さなければならないと考えております。市民から要望で、今年度より祝日におけますプラスチックごみの収集を実施しておりますし、住宅開発に伴います集積場所の増加もあります。先ほど区域変更のお話ございましたけれども、現時点では考えておりませんが、今後につきましてはごみ収集日につきましても検討する必要があるというふうに今考えております。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、最初に図書館管理運営事業について御答弁申し上げます。

まず初めに、立田図書館の利用状況について御説明させていただきます。

平成24年度につきましては、貸出人数で260人、貸出点数で1,068点、25年度につきましては、貸出人数で190人、貸出点数で945点、平成26年度では貸出人数は148人の貸出点数は674点ということで、年々利用状況が減少しているのが現状となっております。

利用が少なくなっている原因としましては、雑誌や新聞が所蔵してないことや、近年子供の読書離れやメディア機器のスマホ、インターネットでの情報を簡単に調べられることや、本をリサイクル書店で購入される方が増加しているなどから、全体的な利用だと思っておりますけれども、このような状況で利用者が減っているのではないかと考えております。

次に、全体的な図書館の利用状況につきましては、中央図書館のみが入館者のカウント計が設置してありますので、中央図書館の利用状況につきましては、平成24年度で11万3,630人、平成25年度で10万5,840人、平成26年度で9万7,142人の方が中央図書館を利用されております。近年、毎年ですけれども、利用者が減少している状況でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、子供の読書離れ、メディア機器のスマホやインターネットの普及で利用者が減っているのではないかとというふうに考えております。

次に、準要保護の関係でございます。この事業につきましては、ここ数年でございますけれども、小・中学校の援助者数につきましては、平成24年度につきましては総人数で6,035人のうち602名、平成25年度につきましては5,894名のうち567名、平成26年度につきましては573名ということで、全体に占める援助者数につきましては毎年1割前後でほぼ横ばいであるため、援助を継続的に受けていると思われまます。

次に、適応指導教室の関係でございます。愛西市適応指導教室につきましては、何らかの理

由で学校に行けない児童・生徒が少しでも集団生活になじめるように不安な気持ちや悩みを分かち合うことのできる場がございます。異学年集団で過ごし、学習補充のほかに人とかかわることの楽しさ、おもしろさを時間をかけて味わうことで、本人の集団活動への不安や悩みを整理いたしまして、集団の中でも自信を持って元気に活動できるようになるための時間と心の居場所づくりに努め、学校復帰へのきっかけをつかめるように応援をしております。

26年度につきましては、14人が在籍しまして、学校へ2人の方が復帰をされました。中学校3年生につきましては、4人の方がお見えになりましたけれども、いずれの方も専門学校、通信制の高校など4人とも進学をしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○消防長（飯谷修司君）

私のほうからは、救急車の現場到着までの問題は、また病院受け入れの課題はということについてお話でございます。

海部地方消防指令センターが発足し、3年目となりますけれども、救急車の現場到着までの問題としまして、通報された場所と発生現場の異なる事案が発生します。特に携帯電話からの119番通報では、現在では通報全体の約4割を占めており、GPS機能付きの携帯電話かスマートフォンであれば、場所をある程度まで特定することができますが、通報後に移動されたり、特に車両からの通報時にはわずかな通話時間の移動でポイントのずれが発生いたします。緊急時の通報で、通報者、受信者で行き違いが出やすいのですが、特に携帯電話での通報時に対しては、現場を特定できるまでの手段といたしまして、通報地区に精通した各署所の指令係員の助言や支援車両で付近を検索させるなどのチェック体制もとっております。

また、これら119の緊急通報時の通報者への対応として、適切な通報手順を広報紙、その他イベント時でのPRも検討していきたいと考えております。

続きまして、病院の受け入れ体制では、平成26年中の救急件数が2,617件あり、病院の受け入れ照会に対し183件の受け入れ不可能がございました。不可能の理由としまして、ベッドのあきがない満床状態が37件で約20%を占めておりますが、これは近年の高齢化に伴う慢性的な入院患者の増加が一因と言われております。その他の理由としまして、処置困難等が58件と手術中と患者対応中が33件ほどありますが、平成25年9月より海南病院が救命救急センターに指定され、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れされるようになり、徐々にではございますが改善がされているところでございます。

また、救急搬送件数はここ数年増減を繰り返しておりますが、その半数近くは緊急性のない症例であり、救急車の適正利用を定期的に呼びかけるなどで救急業務の迅速、的確化を図っているところでございます。以上でございます。

#### ○8番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、繰越金についての考え方については、これから改められていくということですが、3月議会だけで調整されるのではなくて、やはり予算よりも少ない金額で執行されたのであれば、その都度適切な補正が組まれていくのが会計の基本であろうと思います。その点につ

いてどうお考えになるのか、再度答弁を求めます。

それから、財政力指数についてでございますが、平成17年に0.75あったものが今0.65と、0.1の大きな差になっておりますので、これが単なるリーマンショック、それから公債費とか、そういった問題だけではないのではないかと思います。その点について、もう一度分析について見解をお伺いするとともに、県で37自治体のうち36位というドベ前の財政力指数についてどうお思いなのか、見解をお伺いしたいと思います。

それから、物件費についてですけれども、先ほどから物件費の中の人件費はそれほど変わっていないんだという御意見がありました。委託費の多くがこれは人件費に相当するんだらうというふうに思っております。そういった面から考えると、平成20年に29億であったものが平成26年には37億と大きく人件費が伸びているというふうに考えていいのではないかと。一方、職員の人件費は減っているけれども、安い賃金の市の仕事にかかわる人が人数的にはふえているというふうに私は解釈するわけですが、その点について市の見解を求めます。

次に、行革推進事業についてお伺いをしたいと思います。先ほど私の指摘に対して、市職員並みの給料であるが、これから手当等にもメスを入れていくというお話でした。ここの部分については、臨時職員とか、それからボーナス等についてもやはり調べていく必要があると思いますが、そういったところまでお調べになるおつもりなのか、見解を求めます。

それから、次にファミリー・サポート・センターについてお伺いをいたしました。こちらについては、先ほど登録をされていて利用をちゅうちょするようなことはないだろうということでしたが、登録をちゅうちょされる事例もやはりあるわけなんです。特にひとり親の家庭ですと、なかなか正職につけなくてパート職の方が多い。その中で1時間当たり700円、800円、2人だとさらにその1.5倍かかるということで、ちゅうちょされる事例が私のほうには届いておりますし、多分市のほうの家庭相談員さんとか、保健センターのほうでこういった事業を紹介するに当たって、やはりお金がかかるからということでちゅうちょされている事例があるのではないかと思います。そういった可能性についてももう一度見解を求めます。

それから、保育園の運営補助の関係ですけれども、みのり幼稚園の関係は答弁をいただきましたが、昨年度に比べて運営補助が全体的に減ってきております。これは施設1人当たりというところの補助が減って、人数への支援に変わってきたものなのか、園児数が減った原因なのか、その点についてお伺いをしたいと同時に、保育園のほうから経営、特に人数が少ないところの経営についてはかなり厳しい状況にあるという声が上がってきているわけですが、そういった声が届いているのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

あと、児童クラブの待機の問題で、せっかく施設も充実をしていただいた中で待機が出たということは大変残念なことですが、これは工夫すれば何とかできたのではないかと思います。決算の結果に対してこれからどうしていくおつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、放課後子ども教室についてクッキングとか体操を行ったということですが、今まで放課後子ども教室に来ていた子供が平日こういった事業に参加ができたのか。こういった事業の参加については、児童クラブに来ている子供だけではなかったのか。その点についてお

伺いをしたいと思います。

それからあと、雀ヶ森の処分場について大体の方針が幾つか出てきたということですが、それぞれのどのような方法だと大体幾らぐらいかかるのか、そういった数字があればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、図書館の運営について伺いをしたいんですけども、立田の図書館については大変少ない人数で、昼間電気もつけてないし、夏だとエアコンも入れてないし、とても図書館と言える状況ではないんですけども、もう一度今後についてどう考えているのか明確な方針等あればお聞かせいただきたいのと、先ほど図書館の全体的に利用が減っている原因として本離れということが言われているんですけども、そうであれば全国の図書館が利用が減っているはずなんですけども、大変申しわけございませんが、図書館ってかなり人気があるんですね。その中でやはり魅力ある発信がされていくことと、それから高齢者の学ぶ場というところで、市に関する資料が充実しているとか、いろんなことでかなり利用がふえているんですけども、この原因についてこれは本当にそうですかとお伺いしたいんですけども、もう一度答弁を求めます。

それからあと、準要保護児童の関係で、一般質問でも取り上げさせていただいたんですけども、学校だけの支援でなくて、福祉との連携というのがかなり重要になってくると思うんですけども、今現在こういった御家庭に対して福祉の御紹介等はされているのか。ただ単に子供へのこういった支援に終わっているのか、その点伺いたいのと、スクールソーシャルワーカーの導入が継続的に人数が変わってないということは、改善がされず、ずっとそういった状況の中で子供が暮らし続けているということだと思いますので、そういった問題解決につながる方法はないかというような模索が教育部局でされたのか。昨年度されているのか、伺いをしたいと思います。

それからあと、適応指導教室については何らかの進学がされたということですけども、その後の追跡についてはどうなっているのか、伺いをします。

それから、消防に関しましては、救急車の現場到着について携帯でかかってくると移動があつてということですけども、具体的にこんなトラブルがあつたというようなケースがあればお聞かせいただきたいのと、そんなケースが何件ぐらいあつたのかということについて御説明をお願いしたいと思います。以上です。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

まず最初に、繰越金の考えについて御答弁させていただきます。

今年度からなんですけれども、補正予算の機会などに年間を通した財政見通しを立て、繰越金の額の抑制をし始めております。こんなふうに今後も進めていきたいというふうに考えております。

それから、財政力指数に関することなんですけれども、やはり社会福祉費の増や合併特例債や臨時財政対策債の借り入れによる公債費の増加、そういったもので基準財政需要額が増加しておると、このようなこともございますし、またそういった額だけでなく、公債費比率とか基金残高、そういったものも参考にしながら、これからもさらなる経常経費の削減や事業債の発行

の抑制を図っていききたいと、こんなようなふうに考えております。

それから、財政力指数の順位の関係なんですけれど、確かに愛知県の中では37市中36位だということではございますが、全国レベルに置きかえていただきますと、中よりも上だというような判断をしております。

続きまして、物件費の関係でございますが、人件費関係につきましては先ほどお話しさせていただきましたように、ほぼ横ばいの状況であります。ただ、委託の中の人件費というようなこともございましたが、民間の活力を利用するとか、職員がやれないことをどうしても業者の専門の方にお願ひするというようなこともございますので、こんな状況かなというふうに思っております。

それから、行革の関係の補助金の中のボーナス等のこれからの検討に関しましては、これからも順にボーナスを含め精査を進めていききたいと、こういうふうに考えております。以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

ファミリー・サポート・センターのちゅうちょする可能性のお話がありました。

確かに登録をためらっている場合、こちらとして把握することは難しいということがございますが、今後は、児童家庭相談室に家庭相談員、母子自立支援員がおりますので、そういったところにファミリー・サポート・センターの利用について利用料金が負担になっているのかどうかということもお聞きしながら、把握に努めたいと思っております。

それから2点目の、民間保育所の運営費補助金下がっておる件でございますが、26年度が下がった理由の大きな理由としましては、平成25年度に美和多と勝幡、西川端の3園緊急整備事業がありまして、それで26年度にはそれに相当する整備事業がなくて下がったこともございます。また、園児数が減少しておるのは事実でございますので、運営について厳しいというお話も数園からは耳にしております。

それから、放課後児童クラブの待機の問題でございますが、現在、児童クラブの登録につきましては、1年間通しての通常利用と夏休みなどの長期休暇利用の2パターンという扱いをしておりますが、これを例えば、1年間通じてなんですけど、その中で夏休みは除くという柔軟な対応もすれば、若干待機児童も減少することもございますので、そうした方法も考えていききたいと考えております。

あと、児童館で行っているイベント等に、放課後子ども教室を使っていた児童の把握でございますが、申しわけございません、どの放課後子ども教室に参加していた児童が児童クラブのそういった教室にどの程度参加しているかということは把握してございません。以上でございます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

雀ヶ森関係の費用の関係でございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、他の方法も含めて現在県と協議しておる中で、現時点におきまして金額等をお示しすることができないので、御理解お願ひしたいと思っております。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

立田図書館の今後はということでございますけれども、図書館については平成29年度から指定管理を考えておりますので、そういったようなこととあわせて今後考えていきたいというふうに思っております。

それと、全体的に魅力ある発信をということでございますけれども、本当にスマホが原因かということでございますが、分析は行っておりませんが、ただ借りたい本が少なく、借りたい本は予約が多くて借りられないと、そういった理由もあると思っておりますけれども、これからは利用者が資料を利用したくなるような工夫が大事ではないかというふうに考えております。日ごろから書架については手入れをしておるわけでございますけれども、古い資料は速やかに取り除き新しい資料を並べるとか、書架の乱れに注意して整理された書架にする等、日ごろから努力はしておりますけれども、そういったことを繰り返し行うことによって利用者が資料を探しやすく、利用の増につながるのではないかというふうに思っております。

それと、準要保護の関係でございます。制度の関係でございますけれども、この制度については制度内容を保護者に確実に周知することが大切だというふうに考えておりますので、広報や市ホームページなどによります周知及び、保護者の方に対しては小・中学校の入学式や始業式においても学校を通じてお知らせをしていくのが現状でございます。いずれにしましても、今後も制度が十分活用が図られるよう学校や保護者への情報提供に努めていきたいというふうに考えております。

それと、スクールソーシャルワーカーの模索はということでございますけれども、模索についてはしておりません。ただ、愛知県におきましても小・中学校にスクールワーカーの配置は今の現状ではございません。ほかの県立高校においても2校という実績がございますけれども、ただ私どもの情報では市単独で6市町だったかな、独自に置いてみえるところもあるというふうに聞いております。

あと、適応指導教室のその後の追跡ということでございますけれども、追跡調査については行っておりませんが、各中学校が進路先と情報交換は行っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○消防課長（石垣幸和君）

それでは、救急車の現場到着までの具体的なトラブルということでお答えをさせていただきます。

GPS機能がついていない携帯電話の通報で、乗用車が用水に落ち横転したとの通報でした。指令ポイントもわからない通報で、通報者も道に迷い場所がわからないということでしたので、追加車両を2台出動させまして、大体特定してございます場所まで2台で行って、救急車3台と合わせて現場を検索したところ、用水に落ちている乗用車を発見したというような事案もございます。

なお、具体的に毎年何件と言われても、なかなかそうある事案ではございませんので、年間数件というような答えになろうかと思っております。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は16時30分といたします。

午後 4 時13分 休憩

午後 4 時30分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

休憩を解き、再開をいたします。

次に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○20番（加藤敏彦君）**

それでは、認定第1号について質問させていただきます。

実績報告書93ページ、5款1項1目の勤労者住宅資金金融預託金の貸付金ですけれども、貸し付けは何件あったのか、金利は幾らであったのか、お尋ねします。

実績報告書96ページ、6款1項6目道の駅の管理事業ですけれども、道の駅の利用者や売り上げは伸びているのでしょうか。また、道の駅の課題としては、今何があるのでしょうか。

実績報告書104ページ、8款2項1目地域内側溝舗装工事で、舗装工事実施率28%で、住民要望に応えられていないと思いますが、どのように考えられているのでしょうか。また、永和台の舗装工事は要望に対してどこまで進んでいるのでしょうか。

実績報告書108ページ、8款3項1目民間木造住宅耐震事業で、診断や改修工事の実績が減っておりますが、理由は何でしょうか。

また、実績報告書112ページ、8款3項1目埋蔵文化財発掘調査事業ですが、八竜の遺跡発掘調査の結果をどのように公表されるのかについてお尋ねをいたします。

**○経済建設部長（加藤清和君）**

まず最初に貸付件数であります。これは1件でございます。利率につきましては1.1%であります。

続きまして、道の駅の利用者につきましては、施設内に5店舗ありますが、産直コーナーのレジ数で見ますと、24年度が26万1,421人、25年度が25万4,472人、26年度が25万2,836人でありましたので、わずかに減少はしておりますが、ほぼ変わらない状況であると思います。売り上げにつきましては、5店舗の合計額で御説明をさせていただきますと、24年度が4億370万円、25年度が3億9,618万円、26年度が4億662万円であります。このことから、年度によって多少の増減はございますが、ほぼ横ばい状況で推移をしております。

続きまして課題でございますが、施設内におきましては、まず道の駅への出入りがしにくいという問題もございますが、利用者が集中する時間帯においては駐車スペースが不足しており、敷地内が非常に混雑し、利用者に不便をおかけしている状況であります。運用面におきましては、産直コーナーにおいて新鮮な野菜の販売を行うため、どうしても午後3時を過ぎると極端に品数が減っているのが現状でありますので、商品の搬入について運営協議会で検討をさせていただいておりますが、農家の経営形態や高齢化により対応が難しい状況となっております。

続きまして、地域内側溝舗装工事の関係でございますが、これにつきましては予算内において総代さんの地元要望順位に基づき進めさせていただいております。舗装工事につきましては

58本と多く、全ての要望に応えられないのが現状であります。永和台の舗装の関係につきましては、順次地元要望をいただいておりますので、要望の順位に従って対応をさせていただきます。

続きまして、民間木造住宅の耐震診断委託料につきまして、消費税の増税によりまして診断料が1件4万5,000円から4万6,300円にふえたことによりまして、当初予算で件数の調整を行った結果、100件から90件に減少させていただいております。平成14年度から平成26年度までの耐震診断の実績といたしまして、1,338戸が診断済みとなっております。民間木造住宅の耐震改修費の補助金につきましては、平成26年度までに97戸が耐震改修工事を施工しておりますが、診断と異なり申請者の負担が生じることと、建物の建築年数も34年以上となることから、相談件数も減少をしております。事業推進に努めるために市の広報紙やホームページにおいてPRをさせていただいておりますのと、防災訓練でのPRもさせていただいておりますが、26年度については8戸でありました。

続きまして、企業誘致の関係で八竜遺跡の発掘の調査の報告書を作成する作業を現在進めさせていただきます。以上です。

#### ○20番（加藤敏彦君）

では、再質問をお願いします。

勤労者住宅資金の貸し付けですが、1件あったというのは、いつもゼロ件ですから非常に貴重な成果かと思えますけれども、これは貸し付けができたということですからけれども、何が理由でできたのか、またどういう努力が今後必要かという点についてお尋ねいたします。

それから道の駅ですけれども、課題について駐車スペースとか午後の商品の問題とかありますけれども、今後どういう検討をされていくのかについてお尋ねいたします。

それから、舗装工事については予算内において実施した結果、実施率が28%ということですが、基本的な解決は予算枠をふやすしかないのかどうかについてお尋ねをいたします。

木造診断事業ですけれども、一つは消費税が増税で診断件数が減ったということがわかりました。また、あと耐震工事についてはお金が要る問題で、実施者が少ないというのと、年数がたつて対象の物件も減ってきておるということですが、今後努力していくということですね。

あと、八竜遺跡発掘調査の結果については、具体的にいつごろとか、どのようにとか、そういう内容についてお尋ねをいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

勤労者の住宅資金の優先の関係であります。議員も言われたようにことし初めてでありました。市内に魅力を持っていただいて、愛西市へ住んでいただくというようなことで魅力のあるまちづくりがやっぱり必要なのかなと、こういうのはつくづく感じておりますが、返済ということを考えますと、なかなか借り入れも皆さん判断していただくのも難しい部分があったのかなと。利息も安いということですので、そういうことも踏まえた中でPRはしていきたいと、このように考えております。

続いて、道の駅の関係であります。これについてはいろいろ市長のほうからも提案をいた



だいて、出入り口の改善だとか、駐車場のスペースの確保だとか、そういうことについてはふれあいの里協議会と打ち合わせをさせていただいております、少しでも改善ができるような形で協議会のほうも取り組んでいただくようにと。また、午後からの商品がない部分についてもそういうような形の中で午後の商品の確保、こういうものについても協議会のほうと打ち合わせをさせていただいております。

それと、永和台の関係も踏まえて、地域内の側溝工事、舗装工事の問題については、総代会の中でも私も予算内で状況を見させていただいてということで、ホームページも写真を撮ってきました、見ていただけるような状況になっております。ただ、一つ優先順位というのはやっぱり地域の中で決めていただくというのと、現場を私らが確認をさせていただいて、やっぱりこっちよりこっちのほうが必要じゃないかというような場合については、総代さんのほうにそのような提案をさせていただいております。

次に、八竜遺跡の関係であります、企業誘致対策課のほうにおいては、実績報告書の取りまとめを年度内までに行わせていただくというのと、今後の形についてはちょっと教育のほうから説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

今後につきましては、次年度以降に整理等が終了した段階で展示会等何らかの形で公表していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○19番（真野和久君）

それでは、4点ほど質問したいと思います。

最初に、実績報告書の23ページになりますが、職員メンタルヘルス事業ということで、現在面談や相談の中で、個人相談8件とか、復帰訓練で5件とか、いろいろ書いてありますが、その中で定期検診等でストレス度が高いとされた方が37名というふうに言われていますけれども、そういう方への職員の対応がどういうふうになっているのか。それから、基本的にはもちろん対応も重要ですが、まずは精神的に追い込まれないということが非常に重要なので、そういう点での残業や仕事量の調整、また人員配置などの対策が現状でどうなっているのかについてお尋ねします。

それから25ページなんです、指定金融機関の業務に関してですけれども、業務取扱手数料に関しては以前引き上げられました。その後、こういう形になっています。ただ、ほかの自治体等では手数料の低いところとか、あるいは取らないところとかに金融機関を変更したりというようなこともあることは御存じだと思いますが、そうした点での対応がどうなっているのかについてお尋ねをします。

27ページの巡回バスの運行委託料に関してですが、巡回バスの運行委託に関して見直しがありました、その中でこの間ダイヤの修正とか、そういったことも提案をして、一部修正がされました。ただ、いまだにそれが修正されていないところがあると、やはり運転手の休息の確

保など、しっかりと確認をしてやっていただく必要があると。特にもし何らかの事故等が起こった場合、こうした点がしっかりと対応されていないとなると、やはり愛西市の責任にもかかわってきますので、その対応がどうなっているかについてお尋ねをいたします。

それから、33ページなんですけれども、交通安全推進事業の駐輪場の維持管理委託料で、時々シルバー人材センターの方からも相談とかもされるんですけれども、やはり放置自転車の回収が大分たまらないうちになかなか回収していただけないということで、特に放置自転車に関してはいたずら等も多くて大変だと。時期的にも年度が変わるような3月から4月にかけてといったようなところが自転車がふえるというような話も聞いておりますので、たまったらということではなくて、一定そうしたことも見越しながら考えていただきたいと思いますと思いますが、そうした時期や回収回数についてどうなっているのかお尋ねします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、私のほうから御答弁をさせていただきます。

職員のメンタルヘルス事業につきましては、平成24年度から実施をさせていただいております。ストレスチェックの結果を産業医の精神部門の代務医による専門的な知見からストレス度の高いと判断された職員に対しまして、専門医に相談することを勧める案内文書、ストレス耐性についての冊子を代務医から直接本人のほうに郵送がされております。これによりまして、対象職員の気づきから早期の対処によるメンタルヘルスの保持に努めております。

メンタルの不調には仕事量も密接に関係するということから、毎週木曜日をノー残業デーに設定をさせていただきまして、職員の心身の健康の増進、公私にわたる活力の醸成及び事務効率の向上を図っております。

また、時間外勤務時間の上限を設けておりまして、長時間の時間外勤務をさせた場合の所属長の責務を明確にしまして、長時間時間外勤務をした職員については面接指導を実施することにより、職員の職務状況、休暇取得状況等に留意をして、所属職員の健康状態の変化を注視することで過重労働の解消及び職場環境づくりを実施しております。

次に、巡回バスの関係でございますけれども、運行時間におくれが生じておりました佐織ルートにつきましては、再度見直しを行いまして、平成26年7月から新しいダイヤで運行をしております。現在は大幅なおくれもなく、運転手の休憩時間についても確保がされております。

次に、放置自転車の関係でございますが、26年度の決算書の中で各駅の放置自転車の回収につきましては、26年12月と27年3月に行っておりまして、合計2回実施をしております。以上でございます。

#### ○会計管理者兼会計室長（村津友章君）

では、私のほうからは指定金融機関の業務の取扱手数料についてでございますが、こちらのほうは平成24年8月に値上げの申し入れがありまして、海部管内の会計管理者間で協議をいたし、津島市を除く6市町村が今後5年間は手数料260万プラス消費税を据え置くという共通要望を申し入れし、今の金額となっております。

そして、他の自治体では指定金融機関の料金が無料とか、そういうところも存じてはおりま

すが、申し入れがあったときに他の金融機関に問い合わせをいたしました。愛西市内の金融機関では指定金融機関として受けることはできないというような返事をいただいておりますので、このような状況も踏まえ、今後まだ今の指定金融機関と事あるごとにいろんな場面で交渉だとか、こちらのほうの要望も伝えながら、現在の指定金融機関で続けていくというふうに考えております。以上です。

#### ○19番（真野和久君）

メンタルヘルス事業に関しては、先ほどの中ではお休みをちゃんととるとかという話もありますが、有休取得率とかというのは愛西市はほかの市町と比べてどうなのかということについて、ひとつわかればお尋ねをいたします。

それから金融機関の関係ですけど、津島市は今どうなっているかについてちょっと確認をお願いします。

それと巡回バスのダイヤの問題については、佐織のことは直っていることは基本的に承知しておりますが、それ以外の例えば同じルートを走っている八開ルートとか、そういったことに関して、先日も直ってないよという話はしたところではありますが、そうしたところへの対応ですね。あと、佐屋のルートなどでやはり休みがなかなかとれないということも聞いておりますので、その点についてどうなのかをお尋ねします。

それから駐輪場の自転車の回収ですけれども、これも確かに12月と3月という形でお話を聞いているんですが、実際場所によっては回収に来てないよという話も聞いているので、本当に全てちゃんとやっているのか。多少たまってなくても、全部やっているか一度確認をしたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

時間外といいますか有給休暇の各市町との比較ということは、ちょっと今調べておりません。

それと、巡回バスの関係でございますけれども、これにつきましてはいろいろ御意見もいただいております。今年度につきましては業者も4月から新しく変わったということで、年度当初はそういった休憩が少ないという運転手の意見もありましたが、今はそういった意見は聞いておりませんので、よろしくお願ひをいたします。また、個々の意見についてはいろいろありますが、利用しやすい巡回バスにするため、巡回バス検討委員会において検討も図っていきたいと考えております。

それと、放置自転車の回収回数と時期ということで、平成26年度におきましては12月の時点で、佐屋で49台、永和で39台、富吉が3台、日比野が40台、藤浪がゼロ、勝幡が20台、町方、淵高ともにゼロで、合計が151台。平成27年3月の時点におきましては、佐屋が25台、永和が8台、富吉が2台、日比野が14台、藤浪が19台、勝幡が6台、町方が13台、淵高が41台で、合計128台、こういった結果になっております。以上でございます。

#### ○会計管理者兼会計室長（村津友章君）

津島市の状況でございますが、24年当時の金額プラス消費税でいち信用金庫さんと指定金との関係を結んでおるということを聞いております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

再度お願いしますが、款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、一般会計歳入歳出決算についてということでお伺いします。

まず、全体についてお伺いいたします。歳出全体についてのことでありますが、款項目がないので申しわけないんですが、6ページに歳出の状況が載っていますので、244億円の歳出について消費税が4月から増税された分についての負担増は幾らであったのかということをお伺いいたします。

続いて、これも全体のことなんですが、決算の中での健全化判断比率というのについてお伺いをいたします。これについては決算の内容では載ってないのですが、報告の中でも若干述べられておりますが、判断比率についてお伺いいたします。周辺自治体の状況と愛西市についての比較評価について、健全化判断比率について、若干周辺自治体の状況とあわせてお伺いをいたしたい状況です。

続いて48ページ、各項目に行きますが、48ページの民生費の中で災害時要援護者登録確認事業についてお伺いをいたします。災害時要援護者確認事業については、去年のときにもお話はありましたが、登録がふえたのか減っているのか、またモデル事業をつくるということで、前回ありましたモデル事業はできたのかどうか、そして利用した自主防災会はあったのかどうかについて確認をお願いいたします。

続いて、57ページの生活保護受給者への扶助費として、このときに昨年にもあった生活保護就労支援員の効果というのがどの程度あったのかということをお伺いいたします。

続いて、59ページ、60ページの乳酸菌飲料の配付と配食サービスについて、安否確認がとれなかったというような案件、トラブルが発生したような案件があれば教えていただきたい。

続いて、79ページから81ページまでの健康検査委託事業、がん検査事業等々、衛生費の保健衛生費の中での健康診査事業として質問なんですが、受診者が多くなっているという状況がありますが、予約等についての今後の課題等についてお伺いをいたします。

また、同じ衛生管理事業の中の83ページで、海南病院施設整備事業として3,500万円の支出をされているんですが、緊急時に海南病院の受け入れがされなかったということをよく市民の方から聞くんですが、対策、対応があれば教えていただきたいです。

あと、続いて最後ですが、教育費の123ページの小学校の部分についてです。123ページの小学校施設耐震化環境整備事業についてですが、委託設計を行って翌年に工事するものがあれば教えていただきたい。

同じく127ページの今度は中学校の分の施設耐震環境整備事業についてですが、こちらも設計委託を行って翌年に工事をする内容のものがあれば教えてください。その他の工事というのが細かいものにはいいんですが、大体上位のものがあれば教えていただきたい。以上、よろしくお願ひします。

○企画部長（佐藤信男君）

私のほうからは、消費税による金額だということで御回答をさせていただきます。

消費税の影響額といたしましては、26年度を基準として考えますと、物件費で1億276万3,000円と、それから普通建設事業費で5,674万9,000円、合計で1億5,951万2,000円でありませぬ。

○議長（鬼頭勝治君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは続きまして、健全化判断比率についての御答弁をさせていただきます。

今議会の初日にも平成26年度の決算審査意見書が監査委員より報告され、本市の一般会計等における財政健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれの項目においても早期健全化基準に触れることなく、健全な状況にあると認められました。また、周辺自治体の状況につきましても、早期健全化基準値を下回っており、健全な状況であると考えております。以上です。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

私のほうからは、48ページの災害時要援護者の確認事業についての要援護者の登録者の増減はということでございませぬ。

まず、平成25年度の災害時の要援護者は7,622人でございませぬ。その中で名簿への登録の同意があつた方は5,662人、率で言ひますと74.3%でございませぬ。26年度については災害時の要援護者の登録者は7,753人で、そのうち名簿の同意が6,322人、81.5%でございませぬ。比較しますと、25年度から660人の増加でございませぬ。

それから、要援護者のモデル事業ということでございませぬが、平成26年度は6団体がモデル事業として追加をしまして、合計8自主防災会でお願ひしております。

それから、続きまして57ページの生活保護受給者の就労支援員の効果ということでございませぬ。26年度の生活保護就労支援員の実績としまして、実数で生活保護受給者38人、それ以外13人、合計51人に対して就労支援をいたしまして、そのうち24人の方が就労できました。その中で生活保護の廃止につながつた方は3名でございませぬ。

それから、59ページの乳酸菌飲料の配付事業で、安否確認がとれなかつたということでございませぬが、とれなかつたという結果はございませぬが、利用者が申し出なく旅行などに行かれまして、乳酸菌飲料がたまってしまつたということがございませぬ。それに連絡がありまして、職員、民生委員さん等が対応しております。早急の対応をしておりますので、無事に終わっております。以上でございませぬ。

## ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、健診についてまず1点目御答弁をさせていただきます。

まず、予約等につきましての今後の課題についてでございますが、26年度の予約状況に比べまして緩和をいたしました。今年度、平成27年度の集団健診の予約におきましては、予約開始日の午前中に申し込みをされる方が予約専用電話、窓口ともに多く、電話がつながりにくい、窓口での待ち時間が長くなるという状況が見られました。インターネット予約につきましては、インターネット予約枠が少なかつたために予約開始後短時間のうちにインターネット予約枠が埋まってしまったという状況でございました。こうした27年度の状況を踏まえまして、電話、窓口での予約にかかる時間の短縮と、インターネット予約枠の見直しを検討していくことが課題として考えられます。

平成28年度の日数につきましては、今年度の検診の実施状況を見て検討していきたいと考えております。

次に2点目でございますが、海南病院の施設整備事業に関しましては、緊急時、海南病院の受け入れがされなかったことにつきましては、救急車の受け入れが集中して同時期に重なりまして、満床の場合とか、やむを得ずお断りする場合も月に数件あると聞いております。

対策としましては、海南病院に確認しましたところ、救急病棟の看護師確保に苦慮している中、現在16床稼働で運用しているところを10月から20床稼働で対応できる予定であり、緊急搬送依頼があった場合には、現在より満床によるお断りは削減されると聞いております。

また、救急患者を受け入れるためには救急病棟のほか、一般病棟の病床の確保も必要であり、病院全体の病床管理を行っているということも伺っております。緊急受け入れにつきましては、海部医療圏としまして海南病院、津島市民病院の2病院がございます。両病院に緊急受け入れ体制の充実に向けまして、今後お願いしていきたいということを考えております。

## ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、小学校施設の耐震化環境整備事業ということで、平成26年度に行いました設計でございますけれども、永和小学校北校舎西のトイレ改修工事等につきましては、平成26年度中に工事を施工いたしましたので、27年度工事予定のものはございません。

26年度に調査を行いました北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校に関しましては、平成27年度に屋内運動場非構造部材耐震工事設計委託を発注しているところでございます。

次に、中学校施設耐震化環境整備事業ということでございます。これにつきましても、平成26年度に設計を行いました立田中学、八開中学、佐織中学、佐織西中学校屋内運動場非構造部材の耐震改修工事設計に関しましては、27年度工事発注を行っております。

次に、また中学校の校舎飛散防止フィルム張り工事については、平成26年度中に設計を行いまして、同年、年度内に工事を施工しております。

また、26年度調査を行いました永和中学校、佐屋中学校に関しましては、平成27年度に屋内運動場非構造部材耐震改修工事設計委託を発注しております。以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

一般会計の歳出についてですが、消費税が約1億5,900万ということなんですが、消費税が収入として地方交付税として入ってくるのが1億3,000万ほどふえた分があるということなんですが、実際には支出が消費税以上、入ってくる以上にふえているという状況もあります。そういう状況をどう考えているのかということはあるんですが、歳出について約40億の建設費があるんですが、それについては40億で3%分だと5,600万ちょっと足りないと思うんですけども、その40億の中の分について安く見積もられていることについてはなぜなのかということについてお伺いいたします。

また、健全化判断基準の4項目についてですが、健全化判断基準からすると健全ですということだと思うんですけども、先ほど吉川さんの質問の中では財政力指数は低いんで云々というのもありましたが、財政力指数と健全化判断基準との関係性がもしわかるのであればお願いをいたします。

他自治体についても下回っているところはないということなので、この周辺自治体では健全だということかと思うんですが、そのことについて健全化判断基準と財政力指数の関係について追加でお伺いいたします。

あと、災害時要援護者事業については、ふえているということではありますが、そのときに各モデル事業などで困ったことがあったなというようなことがありましたら、なかなか進まないなというようなことがありましたら教えてください。

あと、生活保護受給者の扶助費ですが、支援員の効果が3名が生活保護者から出ているということがありますね。効果はあるのかと思うんですが、支援員をふやしていくというようなことは考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

あと、海南病院の施設整備事業についてですが、実際に16床から20床にふやすということでは受け入れやすくなるということではいいことだと思うんですけども、愛西市としては定期的に支出というのか、病院事業に対して費用負担も発生していくところでもありますので、順次そういった改善が求められるようにしていただきたいと思うんですが、そのことについて今後どうするのかということについてお伺いいたします。以上です。

### ○企画部長（佐藤信男君）

まず、私のほうから消費税に関する御答弁をさせていただきます。

平成26年における普通建設事業費の決算額のうち、消費税率の改正に伴う影響額につきましては、工事等の請負契約の場合、平成25年10月1日より前に契約を締結していれば、平成26年4月1日以後に完成引き渡しを行っても旧税率の5%が適用され、統合庁舎整備事業の決算額27億5,810万円がその対象になります。そのほかは全て8%で、21億269万円の決算額でございます。

続きまして、財政力指数と健全化判断比率の関係でございますが、ちょっと詳細は済みません、わかっておりませんが、わかる範囲内ということなので、こういった健全化判断比率の数値、比率は表示されていない状況で、単純な比較評価といえますか、そういったものはできないと

考えております。以上です。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

災害時の要援護者のモデル事業をやった自主防災会が困ったことということでございますが、市の総合防災訓練の会場を毎年変わっているという関係がありまして、それにあわせて自主防災の訓練をやってみえることがありますので、会場が変わることによってちょっと戸惑っているという話は聞きます。その他詳細には調査をしておりませんので、申しわけありません。

それから、生活保護就労支援員の増員を考えているかということでございますが、増員する予定は今のところございません。

○市民生活部長（永田和美君）

海南病院の関係でございますけれども、先ほども最終的な話としましてお答えしておりますけれども、やはり海南病院につきましても今後緊急受け入れ体制の充実に向けまして、機会あればお願いしていくというふうで考えております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第2号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・認定第2号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、認定第2号について質問させていただきます。

ページ数でいきますと155ページに診療の件数が書いてございます。これによりますと、利用が少しではありますが、減っているのが現状かと思えます。その原因についてどうお考えなのか、それを解消するために、利用をふやすためにどんな努力をしているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（永田和美君）

アンケート調査などの実施は現在しておりませんので、原因の把握は現在しておりません。対応につきましては、スタッフの全員のマナー、それから言葉遣いなどにつきまして問題がないかどうか、徹底的に毎週ミーティングを実施しておりますので、その中で悪い点につきましては反省し、また今後におきましてかかりつけ医としまして患者さまの定着を目指しまして診療収入の確保をしていきたいと考えております。

○8番（吉川三津子君）



やっぱり定着させるには何らかのアイデアが必要で、努力するという精神的な目標だけではなかなか実現はしないと思いますけれども、そういった定着するための工夫というものを何らかお持ちなのかお聞きしたいのと、議会でも今まで取り上げてきましたが、医療と介護の一体化ということで、在宅医療も大変重要になってくるわけですが、八開診療所の役割の見直しということは以前市長も言っていた案件でございますが、八開診療所の利用方法を再検討がもう始まっているのかどうなのか、またこれからなのかどうなのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、あと1点ですけれども、こういった病院というのは消費税がアップするといいただくお金というのは消費税がかからないので変わらないんですけれども、いろんな物品等の購入には消費税がかかってくるということで、消費税の影響をどれくらい受けられたのか、感覚的なもので結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

先ほどの対応につきましては、工夫というお話をいただいておりますけれども、まずはやはりかかわるスタッフが重要だと考えております。まずはスタッフから患者さんが満足していただけるようなことを最優先して考えていきたいと考えております。

また、在宅の医療の見直しの関係につきましても、これから考えていきたいと思っております。消費税の関係につきましては200万ほどになります。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、国民健康保険特別会計について質問させていただきます。

決算書のほうの166ページにある共同事業交付金について、いただくのが決算で5億7,000万円、払うほうは6億9,000万円ということで、支出のほうは1億円ふえている。その理由についてお聞かせください。

続いて、決算書の177ページにあります後期高齢者支援金についてですが、決算で9億9,500万円ということで、約10億円ほど後期高齢者の支援金があるんですが、それに対する歳入ですね。10億払うのに幾らぐらい収入があるのか、保険料収入や繰入金収入等含めてどのぐらいの収入があるのかということをお伺いいたします。

あと、先ほどの実績報告書のほうに戻っていただいて、実績報告書の154ページの特定診断については一進一退である。154ページの特定健康診断等事業についてですが、これについては一進一退であるという状況になっているんですが、一般的な健診事業についてはふえているんですが、こちらの特定健診等については一進一退である、その理由は分析していますか、要因はわかりますでしょうか。

最後に、直営診療施設等勘定についてですが、今、吉川さんから話がありましたが、実績報告書の155ページで、10年前からすると基金が半額になっているんですね。合併するときの基金が大体2億8,000万ぐらいあったんですが、年々減って行って10年で半額になっているの

が現状です。今、スタッフの教育が必要だという話もありましたけれども、そんなにスタッフが悪いのかなというふうに思うんですが、ほかの要因等について、また対策等が考えられていることがあればお聞かせ願えますでしょうか。以上、お願いします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

まず初めに、共同事業交付金、拠出金につきましてでございますが、歳入の6款共同事業交付金と歳出でいいますと6款の共同事業拠出金、これは国保連合会が主体となっております事業でございます。保険財政基盤安定化事業の拠出金が1億円多いということでございますけれども、交付金計算の前期高齢者の調整分、前期高齢者交付金をもとに算定をしております。したがって、前期高齢者交付額が大きくなれば交付金が低くなるということになってまいります。

次に177ページ、後期高齢者支援金の関係でございますが、7款後期高齢者支援金等9億9,561万1,213円についてでございますが、これは後期高齢者医療保険への支援金として支出でございます。これに対する歳入としましては、決算書164ページ、2款の国庫支出金の中の1項1目療養給付費負担金の中の後期高齢者支援金負担金としまして3億209万3,324円となっております。

次に、特定検査等事業でございますが、特定健康診査の対象者は40歳から74歳の国保加入者の皆さんでございます。ここ3年間、対象者が1年につきまして500人から800人程度減少している状況でございます。減少しました一つの要因としましては、対象者のうち半数以上が75歳に達しまして、後期高齢者健診への対象となります。したがって、特定健診の対象外となったことも考えております。

特定健診の受診者数につきましては、平成25年に195人の増、平成26年度では42人の減となっておりますが、毎年度全体の対象者数が年齢構成の変化によりまして減っております。しかし、角度を変えて受診率から見ますと、平成24年度40%、平成25年度44%、平成26年度46%と年々伸びております。今後健診事業といたしましては、目標受診率を目指しまして実施していこうというふうに考えております。

それから、直診の関係でございますが、基金の要因で年々減っている原因でございますが、この原因につきましては診療収入の減によりまして、赤字補填のために基金を取り崩しております。

次に、基金の半額になった今後の見通しでございますけれども、平成17年度の合併当初から年々患者数が減っております。昨年と比較しますと約1,200人ほど減少となっております。今年度も診療収入が見込めないために、基金より繰り入れをしまして財源更正をお願いしたところでございます。したがって、診療収入ということから将来的な見通しが難しいと考えております。

#### ○18番（河合克平君）

後期高齢者支援金で約10億あるうちの3億円は後期高齢者の支援金ですということでお話がありました。国民健康保険の収入として後期高齢者支援金が約3億円ありますので、合わせ

て6億で、残りの4億ほどは他の被保険者が負担をしているという状況であると思われませんが、そういう理解でいいのかどうか教えてください。

あと、直営診療施設勘定についてですが、このままいくと10年で基金がなくなる予定であるというふうに思われますが、10年で直営診療所を閉める考えであるのかどうか、そのことについてお伺いします。

○保険年金課長（井戸田憲二君）

先ほどの後期高齢者支援金9億9,561万1,213円、それに対する後期高齢者支援金負担金として3億209万3,324円入ってくるということで、他の保険者の負担ということになります。以上です。

○市民生活部長（永田和美君）

診療所の関係でございますけれども、現時点におきまして閉めるということは考えておりません。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・認定第3号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・認定第3号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・認定第4号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・認定第4号：平成26年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

認定第4号について質問させていただきます。

大変介護保険のほうも複雑で、勉強しても勉強しても追いつけないのが現状なんですけれども、今後、介護保険制度を改正によって今のままの財源と繰り入れでやっていけるのかというような市の今後の見通しについて1点お伺いをしたいと思います。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

本年の介護保険制度の改正によりまして、今年度で言いますと特別養護老人ホームの施設入所者が原則要介護3以上です、新規の場合ですけれども。ということも含めまして、国の制度の中では在宅サービスにシフト化しているという様相があります。先ほど言いました特別養護老人ホームの入所費用というのは介護給付費の負担が高いものでございますので、今回は改正によるサービスの広域化といいますか、広がった部分がありますけれども、そういった施設入所の財源が減額、必要なくなるというところもありますので、見通しとしましては次期第7期の介護保険事業計画の中で吟味をしていきたいと考えておりますので、ただ国の試算としましては保険料の増額という試算もされておるのは事実でございます。以上です。

**○8番（吉川三津子君）**

今、一般会計のほうで愛西市の場合は介護のサービスが補助金等をもってやられているものの中で、総合事業によく似たものが含まれているわけです。今後、そういった整理をして介護保険の特別会計のほうに変更してくるのか、今のままの体制で行っていくのか、その点について1点お聞きをしたいと思います。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

先ほども申し上げましたように、国が在宅サービスにシフトされておる関係があります。確かに一般会計で高齢者福祉をしているものはありますが、市の裁量によって介護保険制度の中に組み入れる、はっきりは申し上げられませんが、それも一つの案というふうに考えております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、介護保険特別会計決算についてということで、その中でも介護保険特別会計サービス事業勘定というところで、169ページのサービス計画ケアプラン作成事業という介護予防事業費の中であるものについてお伺いをいたします。

介護予防サービスということで、要支援者1・2の合計で665人が使う状況があるのかと思うんですが、利用者が1,800万ほど経費として出ているんですが、どういう内容で使っているのか、どのようなサービスなのか、また大体幾らぐらいかかるか。単価が3,800円と書いてあるんですが、その単価についてどのようなサービスを提供した内容なのかということをお教えいただきたいと思っております。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

これについては、要支援1・2と認定された方の介護サービスの利用の意向を勘案して介護予防のケアプラン、サービス計画を地域包括支援センターの職員が作成することになります。ここの支出については、そこで支払いをさせていただきます。

内容ですけれども、ケアプラン作成後、外部に委託している分がありますので、その基本料金が議員が言われました基本が3,800円で、初回加算が3,000円ということで1,900万円ぐら

いの執行があるということです。

○18番（河合克平君）

では、このサービス計画書をつくるための作業量がこの金額だという理解でいいんでしょうか。お願いします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

そのとおりです。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・認定第5号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・認定第5号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

認定第5号についてお伺いをいたします。

171ページの事業費、農業集落排水事業施設管理費で、農業集落排水事業についてですが、よく議会のほうでもお伺いするんですけれども、徐々に農業集落排水施設の老朽化も始まってきて、大改修が順次必要になってきている時期に差しかかったかなというふうに思っております。今後、年平均どれぐらいの改修に費用がかかってくるのか。それから、下水の配管等もあるわけで、そういったものについての耐用年数的なものはまだまだ問題がないのかお伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（横井一夫君）

今の改修の関係でございますけど、平成26年度から着手いたしました。機能強化対策事業の今後の計画でございますが、農業集落排水地区の19の地区のうち、9地区におきまして平成26年度から平成47年度までの間で事業を進める予定でございます。9地区の総事業費につきましては約26億5,000万円で、年平均では約1億2,000万というふうになります。

それから、管の耐用年数ということでございますが、まだ一番古いので平成8年ごろだったかと思っております。管の耐用年数は40年ぐらいかと思っております。したがって、まだ管につきましては耐用年数に至っていないというふうに考えております。

○8番（吉川三津子君）

大体どの地区が古くて順次やっつけられるのかということと、年間1億2,000万円、いろんな補助金を工夫しながら使っつけられるとは思いますが、基金をどの程度最低限積んでおく必

要があると考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（横井一夫君）

機能強化の対策事業といたしましては、総事業費、先ほども26億5,000万というお話をさせていただきましてけれども、国のほうで50%、県のほうで14%の補助金ということでございまして、約15億9,000万円ほどを予定しております。市の負担額につきましては約10億6,000万ということで、起債、地方債等での対応となってくるかと考えております。以上でございます。

○8番（吉川三津子君）

議長、答弁漏れが1つあります。

基金はどれぐらい最低限積んでおかないといけないか。

○上下水道部長（横井一夫君）

基金のほうにつきましては、今のところ十五、六億持っておりますけれども、あればあるほど越したことがないということで、最終的にどのぐらいということは今試算等はしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・認定第6号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第25・認定第6号：平成26年度愛西市公共下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

認定6号について質問させていただきます。

181ページの公共下水道管理費の公共下水道管理費なんですけれども、公共下水道施設管理において建設事業で執行率が今年度低くなっておりますが、その理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、完成までのあとどれぐらい地方債の発行額が残っているのか、それから一般会計からの繰入金の今後の年平均どれぐらい繰り入れていかなければいけないのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう1点ですけれども、下水道の計画を見直しなさいということで、国のほうからも多分公共下水道がやっていけないというところの赤信号がともったから、こういう計画の見直しのことを言ってきていると思うんですけれども、市としてどんな視点で、どんな方向性を持って見直しをしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

### ○上下水道部長（横井一夫君）

まず、執行率の関係でございますが、公共下水道の施設管理事業につきましては、主に緊急修繕等が少なく済んだということからでございます。

また、公共下水道施設建設事業につきましては、補助金要望額に対しまして補助金交付額が少なかったということや、工事に伴います補償費関係が少なく済んだというようなことからの理由でございます。

続きまして、完成前の地方債の発行等の関係でございますが、建設費の全体計画に要します地方債借入額は約165億円の見込みとなっております。平成26年度までの地方債借入額は約57億8,400万円で、差し引きますと今後平成44年度までに約107億1,600万円の借り入れを見込んでおります。年平均では約5億9,500万円となります。

次に、一般会計繰入額につきましては、総額約146億円の見込みとなっております。平成26年度までの一般会計繰入額は約11億3,600万円で、差し引きますと今後財政計画の収支均衡ラインの平成58年度までに約134億6,400万円の繰り入れが必要となってまいります。年平均では約4億2,000万円というふうになりますが、このうち約半分程度が交付税措置等が見込まれますので、年平均で約2億1,000万円というふうにご考えておるところでございます。

それから、下水道計画の見直しという関係でございます。こちらにつきましては、全地域の汚水処理構想の見直しにつきまして本市の考え方につきましては、集落排水やコミプラ区域の近隣付近につきましては、区域に取り込める箇所があればそれを検討を進めたいというふうに思っております。

また、公共下水道の計画区域、市街化調整区域内の上流の末端部で、要は補助対象とならない箇所、そういうところの箇所につきましては、見直しを検討していきたいというふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

### ○8番（吉川三津子君）

大変大きな金額を今示していただいたわけですが、今後の地方債発行、一般会計からの繰入金、こういった数字が出て、どんな市としての感想をお持ちなのか、1点お聞きしたいのと、確認ですが、今回汚水のこの事業の見直しというのは公共下水道をできるだけコンパクトにして、農業集落排水とか、そういった別のものに切りかえる方向性を持っているという認識でよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。以上です。

### ○上下水道部長（横井一夫君）

一般会計からの繰り入れという関係でございますが、大変厳しい状況ということで認識はしております。今後とも財政当局と相談しながら事業を進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

それから、今の見直しの関係でございますが、下水道といいますと公共下水道、それから農業集落、それからコミプラ、それから合併浄化槽という形で、4つの種類があるかと思っております。当然そこら辺場所場所等に応じたチョイスというか、選択をしていかなければならないというふうには考えております。

今現在、公共下水道第3次の計画ということで、平成25年から平成30年度の計画を立てているところでございます。当然この汚水関係の見直しということで、愛西市の公共下水道の事業計画、ここら辺の変更等も当然行っていくということで、最終年度、30年度までの工事が計画されておりますけれども、そこら辺は多少今おくれぎみで進んでおります。それを含めた形でそれ以降の事業計画を見直していく中で、当然今の議員が言われましたそういう関係も考えて変更していくというような形になろうかと今考えておるところでございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・認定第7号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第26・認定第7号：平成26年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

14番・大島一郎議員、どうぞ。

○14番（大島一郎君）

それでは、水道会計の決算について質問をさせていただきます。

決算審査意見書等でありますので、その内容について質問させていただきます。

まず、地方公営企業会計制度の一部改正された理由についてと、次に新会計基準適用に伴って変更になった項目、それと基準適用の変更に伴って水道会計の経営状態に与える影響はどのように考えているか、お知らせ願いたいと思います。

○上下水道部長（横井一夫君）

それではお答えさせていただきます。

まず、改正された理由ということでございます。地方公営企業会計制度の見直しの背景といたしまして、企業会計基準の見直しの進展、地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進、地域主権改革の推進及び公営企業の抜本改革の推進の観点から、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法によりまして公営企業法が改正されました。この後、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令によりまして、地方公営企業法施行令等が改正された地方公営企業は平成26年度の予算及び決算から適用とし、それ以前からの適用も可能ということでございます。

続きまして、新会計基準の適用に伴って変更になった項目の関係でございますが、公営企業会計全般に関する内容変更となります。水道事業で変更になった主な項目といたしましては、借り入れの資本金、それから補助金等により取得した固定資産の償却制度等、それから引当金、それからキャッシュフローの計算書ということになっております。



それから、新基準で経営に与える影響はという御質問でございますが、新会計基準適用に伴いまして水道会計の経営に与える状況につきまして、1つ目に借入資本金の表示区分の変更によりまして資本金が減少し、負債が増加します。

2つ目に補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更によりまして、資本剰余金が減少し、主に繰り延べ収益に移行されておるところでございます。

3つ目に引当金の計上、これ義務づけによりまして負債が新たに発生いたします。

このように財務諸表への影響は資本勘定が減少し、負債勘定が増加するというような傾向になっておるところでございます。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・委員会付託について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第27・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第47号から議案第65号、認定第1号から認定第7号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月25日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後5時53分 散会

